

別紙

- 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1 （略）</p> <p>第 2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件</p> <p>1 基幹事業</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 盛土緊急対策事業</p> <p>① 盛土による災害防止のための調査事業</p> <p>別紙 12-1 に定めるところにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業をいう。</p> <p>② 盛土緊急対策事業</p> <p>別紙 12-2 に定めるところにより、<u>以下のア及びイの盛土</u>の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等を行う事業をいう。</p> <p><u>ア 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和 3 年 8 月 11 日付け 3 農振第 1295 号・3 林整治第 722 号・国総公第 80 号・国都安第 29 号国都計 68 号・国水砂第 167 号・環自国発第 2108112 号・環循規発第 2108113 号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に基づき実施した点検（以下この別紙において「総点検」という。）により確認された危険が想定される盛土</u></p> <p><u>イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第 3～第 7 （略）</p> <p>別記参考様式第 1 号～別記参考様式第 3 号 （略）</p>	<p>第 1 （略）</p> <p>第 2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件</p> <p>1 基幹事業</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 盛土緊急対策事業</p> <p>① 盛土による災害防止のための調査事業</p> <p>別紙 12-1 に定めるところにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握のために必要な調査を行う事業をいう。</p> <p>② 盛土緊急対策事業</p> <p>別紙 12-2 に定めるところにより、<u>「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和 3 年 8 月 11 日付け 3 農振第 1295 号・3 林整治第 722 号・国総公第 80 号・国都安第 29 号国都計 68 号・国水砂第 167 号・環自国発第 2108112 号・環循規発第 2108113 号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」により確認された危険が想定される盛土</u>の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等を行う事業をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 3～第 7 （略）</p> <p>別記参考様式第 1 号～別記参考様式第 3 号 （略）</p>

附 則

- この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別紙 1-1 運用 1 の第 11 の 2、別紙 1-1 運用 2 の第 11 の 12、別紙 1-1 運用 4 の第 3 の 7、別紙 2 運用 1 の第 7 の 3 (8)、別紙 2 運用 2 の第 9 の 4、別紙 2 運用 3 の第 9、別紙 2 運用 4 の第 8、別紙 2 運用 5 の第 8、別紙 3-1 運用 1 の第 6 の 6、別紙 4-1 運用 1 の第 11 の 3、別紙 4-1 運用 3 の第 2 の 5 及び別紙 4-1 運用 4 の第 2 の 3 の (2) の改正規定については、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- この通知による改正前の本要領別紙 1-1 運用 1 の第 1 の 3 (5) 及び別紙 2 運用 2 の第 1 の 3 (5) に規定されている中心経営体については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、

なお従前の例によることができるものとする。

改 正 後	現 行
<p>別紙一覧表 (略)</p> <p>別紙1-1 (農地整備に係る運用)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>運用1 (農地整備事業)</p> <p>第1 定義 農地整備事業(以下この別紙において「本事業」という。)に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 経営等農用地 所有権若しくは利用権(農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。以下この別紙において同じ。)等の権原に基づき、又は農作業受託(6に定める基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農用地をいう。</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案(市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下この別紙において同じ。)における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。)できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>地域計画(農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下この別紙において同じ。)のうち目標地図(農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織)、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下この別紙において「中心経営体」という。)であること。</u></p>	<p>別紙一覧表 (略)</p> <p>別紙1-1 (農地整備に係る運用)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>運用1 (農地整備事業)</p> <p>第1 定義 農地整備事業(以下この別紙において「本事業」という。)に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 経営等農用地 所有権若しくは利用権(農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下この別紙において同じ。)等の権原に基づき、又は農作業受託(6に定める基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農用地をいう。</p> <p>3 担い手 <u>手</u>次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案(市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下この別紙において同じ。)における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。)できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2に定める人・農地プラン(人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。)、実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。)2の(1)に定める実質化された人・農地プラン(実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。)をいう。)及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。)において地域の中心となる経営体(以下この別紙において「中心経営体」とい</u></p>

改 正 後	現 行
<p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 農地整備事業の事業実施主体は、2から<u>6</u>に定める場合を除き、都道府県とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第4 実施要件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 耕作放棄地型</p> <p>(1) <u>別紙1-2の第3の2の(1)</u>に定めるところにより、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下この別紙において「整備基本構想」という。）が市町村により策定されていること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5～第9 (略)</p> <p>第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により、小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第11 その他</p> <p><u>1</u> この事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。</p>	<p><u>う。）に位置づけられていること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 農地整備事業の事業実施主体は、2から<u>5</u>に定める場合を除き、都道府県とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第4 実施要件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 耕作放棄地型</p> <p>(1) <u>別紙1-2の第3の3の(1)</u>に定めるところにより、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下この別紙において「整備基本構想」という。）が市町村により策定されていること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5～第9 (略)</p> <p>第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により、小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第11 その他</p> <p>この事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。</p>

改 正 後	現 行																																
<p><u>2 第2の3（2）のウを除く。）及び別表1の区分1の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 2に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は2の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u></p> <p>第12 （略）</p> <p>別記 （略）</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業種類</th> <th>事業内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 （略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 農業生産基盤整備附帯事業</td> <td>(1)～(4) （略） <u>(5) 埋蔵文化財調査事業</u></td> <td><u>事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3・4 （略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>運用2（農業基盤整備促進事業）</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 （略）</p> <p>2 1の（3）の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、<u>土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体</u>又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第4～第8 （略）</p>	区分	事業種類	事業内容	備考	1 （略）	（略）	（略）		2 農業生産基盤整備附帯事業	(1)～(4) （略） <u>(5) 埋蔵文化財調査事業</u>	<u>事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業</u>		3・4 （略）	（略）	（略）		<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第12 （略）</p> <p>別記 （略）</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業種類</th> <th>事業内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 （略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 農業生産基盤整備附帯事業</td> <td>(1)～(4) （略） <u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3・4 （略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>運用2（農業基盤整備促進事業）</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 （略）</p> <p>2 1の（3）の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第4～第8 （略）</p>	区分	事業種類	事業内容	備考	1 （略）	（略）	（略）		2 農業生産基盤整備附帯事業	(1)～(4) （略） <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		3・4 （略）	（略）	（略）	
区分	事業種類	事業内容	備考																														
1 （略）	（略）	（略）																															
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1)～(4) （略） <u>(5) 埋蔵文化財調査事業</u>	<u>事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業</u>																															
3・4 （略）	（略）	（略）																															
区分	事業種類	事業内容	備考																														
1 （略）	（略）	（略）																															
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1)～(4) （略） <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																															
3・4 （略）	（略）	（略）																															

改 正 後	現 行
<p>第9 助成</p> <p>国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）に定めるところにより予算の範囲内において、都道府県に助成するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 別表1の定額助成に係るもの</p> <p>事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に次に定める助成単価を乗じた額の合計</p> <p>(1) 助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>事業完了時まで中心経営体（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村の基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。））に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (2)の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>第4条第3項第1号</u>の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により、小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合に</p>	<p>第9 助成</p> <p>国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）に定めるところにより予算の範囲内において、都道府県に助成するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 別表1の定額助成に係るもの</p> <p>事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に次に定める助成単価を乗じた額の合計</p> <p>(1) 助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下この別紙において「中心経営体」という。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (2)の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>第4条第4項第1号</u>の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により、小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う</p>

改正後		現行	
<p>は、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 (略)</p>		<p>場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>第11 その他</p> <p>1～11 (略)</p> <p><u>12 別表1の区分1の(1)～(6)に掲げる事業及び区分2の(1)～(9)の事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>13 12に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は12の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u></p>		<p>第11 その他</p> <p>1～11 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
別表1 (略)		別表1 (略)	
別表2		別表2	
事業種類	事業内容等	助成単価	
		1. 通常の助成単価 ^(※1)	2. 集約化加算単価 ^(※1)
(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	25.0万円/10a 【18.0万円/10a】	30.0万円/10a 【21.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	23.5万円/10a 【17.0万円/10a】	28.0万円/10a 【20.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって	6.0万円/10a 【5.0万円/10a】	7.0万円/10a 【6.0万円/10a】
	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。		
	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。		
	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。		
	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧		
事業種類	事業内容等	助成単価	
		1. 通常の助成単価 ^(※1)	2. 集約化加算単価 ^(※1)
(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	12.5万円/10a 【10.5万円/10a】	15.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	10.5万円/10a 【8.5万円/10a】	12.5万円/10a 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって	5.5万円/10a 【4.0万円/10a】	6.5万円/10a 【4.5万円/10a】
	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。		
	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。		
	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。		
	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧		

改 正 後				現 行			
	て表土扱いを行わない場合	(トラクタ、雑物除去)。					
	畦畔撤去のみ の場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円/100m】	<u>4.0万円/100m</u> 【4.0万円/100m】		<u>3.0万円/100m</u> 【3.0万円/100m】	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円/100m】
(2) 田の 区画拡大 (水路の 変更を伴 うもの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超えて表土扱いを行う場合		<u>42.0万円/10a</u> 【29.5万円/10a】	<u>50.0万円/10a</u> 【35.0万円/10a】		<u>25.0万円/10a</u> 【19.5万円/10a】	<u>30.0万円/10a</u> 【23.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置、	<u>40.0万円/10a</u> 【28.5万円/10a】	<u>48.0万円/10a</u> 【34.0万円/10a】		<u>23.0万円/10a</u> 【17.5万円/10a】	<u>27.5万円/10a</u> 【21.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		<u>22.5万円/10a</u> 【16.5万円/10a】	<u>27.0万円/10a</u> 【19.5万円/10a】		<u>17.5万円/10a</u> 【13.0万円/10a】	<u>21.0万円/10a</u> 【15.5万円/10a】
(3) 畑の 区画拡大 (水路の 変更を伴 わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超えて表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	<u>25.0万円/10a</u> 【18.0万円/10a】	<u>30.0万円/10a</u> 【21.5万円/10a】		<u>12.5万円/10a</u> 【10.5万円/10a】	<u>15.0万円/10a</u> 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	<u>23.5万円/10a</u> 【17.0万円/10a】	<u>28.0万円/10a</u> 【20.0万円/10a】		<u>10.5万円/10a</u> 【8.5万円/10a】	<u>12.5万円/10a</u> 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	<u>6.0万円/10a</u> 【5.0万円/10a】	<u>7.0万円/10a</u> 【6.0万円/10a】		<u>5.5万円/10a</u> 【4.0万円/10a】	<u>6.5万円/10a</u> 【4.5万円/10a】
	て表土扱いを行わない場合	(トラクタ、雑物除去)。					
	畦畔撤去のみ の場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。					
(2) 田の 区画拡大 (水路の 変更を伴 うもの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超えて表土扱いを行う場合						
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置、					
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合						
(3) 畑の 区画拡大 (水路の 変更を伴 わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超えて表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大					
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)					
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)					

改 正 後				現 行					
	畦畔撤去のみ の場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m× 100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円 /100m】	<u>4.0万円/100m</u> 【4.0万円 /100m】		畦畔撤去のみ の場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m× 100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	<u>3.0万円/100m</u> 【3.0万円 /100m】	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円 /100m】
(4) 畑の 区画拡大 (水路の 変更を伴 うもの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合		<u>42.0万円/10a</u> 【29.5万円 /10a】	<u>50.0万円/10a</u> 【35.0万円 /10a】		水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合		<u>25.0万円/10a</u> 【19.5万円 /10a】	<u>30.0万円/10a</u> 【23.0万円 /10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m× 100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置、	<u>40.0万円/10a</u> 【28.5万円 /10a】	<u>48.0万円/10a</u> 【34.0万円 /10a】		水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m× 100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置、	<u>23.0万円/10a</u> 【17.5万円 /10a】	<u>27.5万円/10a</u> 【21.0万円 /10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		<u>22.5万円/10a</u> 【16.5万円 /10a】	<u>27.0万円/10a</u> 【19.5万円 /10a】		水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		<u>17.5万円/10a</u> 【13.0万円 /10a】	<u>21.0万円/10a</u> 【15.5万円 /10a】
(5) 暗渠 排水	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	<u>19.0万円/10a</u> 【13.5万円 /10a】	<u>22.5万円/10a</u> 【16.0万円 /10a】		バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	<u>15.0万円/10a</u> 【11.5万円 /10a】	<u>18.0万円/10a</u> 【13.5万円 /10a】
	バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	<u>17.0万円/10a</u> 【12.0万円 /10a】	<u>20.0万円/10a</u> 【14.0万円 /10a】		バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	<u>14.5万円/10a</u> 【10.5万円 /10a】	<u>17.0万円/10a</u> 【12.5万円 /10a】
	トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設	<u>12.0万円/10a</u> 【8.5万円 /10a】	<u>14.0万円/10a</u> 【10.0万円 /10a】		トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設	<u>10.0万円/10a</u> 【8.5万円 /10a】	<u>12.0万円/10a</u> 【10.0万円 /10a】

改 正 後				現 行			
		(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)			(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)		
	掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	10.5万円/10a 【7.5万円/10a】	12.5万円/10a 【9.0万円/10a】	掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	7.5万円/10a 【5.5万円/10a】 9.0万円/10a 【6.5万円/10a】
(6) 湧水処理	表土扱いを行う場合	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	20.5万円/100m 【14.0万円/100m】	24.5万円/100m 【16.5万円/100m】	表土扱いを行う場合	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	15.0万円/100m 【11.0万円/100m】 18.0万円/100m 【13.0万円/100m】
	表土扱いを行わない場合	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	18.5万円/100m 【12.5万円/100m】	22.0万円/100m 【15.0万円/100m】	表土扱いを行わない場合	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	14.0万円/100m 【10.0万円/100m】 16.5万円/100m 【12.0万円/100m】
(7) 末端畑地かんがい施設	樹園地の場合		29.0万円/10a 【20.5万円/10a】	34.5万円/10a 【24.5万円/10a】	樹園地の場合		24.5万円/10a 【17.5万円/10a】 29.0万円/10a 【21.0万円/10a】
	樹園地以外の畑地の場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックホウ)	18.5万円/10a 【13.0万円/10a】	22.0万円/10a 【15.5万円/10a】	樹園地以外の畑地の場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックホウ)	15.5万円/10a 【11.0万円/10a】 18.5万円/10a 【13.0万円/10a】
	ほ場外からの接続管		6.5万円/10m 【4.5万円/10m】	7.5万円/10m 【5.0万円/10m】	ほ場外からの接続管		5.0万円/10m 【4.0万円/10m】 5.0万円/10m 【4.0万円/10m】
	給水栓設置のみの場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻(バックホウ)	2.0万円/箇所 【1.5万円/箇所】	2.0万円/箇所 【1.5万円/箇所】	給水栓設置のみの場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻(バックホウ)	1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】 1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】
(8) 客土		客土材運搬(バックホウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックホウ)	26.0万円/10a 【17.5万円/10a】	31.0万円/10a 【21.0万円/10a】	(8) 客土	客土材運搬(バックホウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックホウ)	11.5万円/10a 【6.5万円/10a】 13.5万円/10a 【7.5万円/10a】
(9) 除礫		除礫(ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ)	23.5万円/10a 【16.0万円/10a】	28.0万円/10a 【19.0万円/10a】	(9) 除礫	除礫(ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ)	20.0万円/10a 【14.5万円/10a】 24.0万円/10m 【17.0万円/10m】

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定

改正後								現行									
している。 1)・2) (略) 3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。 ア (1) から (4) までにあつては、受益面積 10 アール当たり <u>2万5千円</u> (施工延長 100 メートル当たり 1 万円) を減算 イ・ウ (略) 4) (5) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり <u>3万円</u> を加算するものとする。 5) (5) 及び (6) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、受益面積 10 アール当たり ((6) にあつては施工延長 100 メートル当たり) <u>2万円</u> を加算するものとする。 6) (略) 7) (5) については、農地の区画の形状等により吸水渠 (本暗渠管) の間隔 (L) が 10 メートル以上となる場合には、下式により助成額を算出するものとする。 助成額 = A × 10 / L × 助成単価 別記様式 1 農業基盤整備計画 (事業達成状況報告) (略) 【定額助成の事業の事業達成状況の報告に係る添付写真】 (略) 【定額助成の実施計画 (事業達成状況報告)】								している。 1)・2) (略) 3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。 ア (1) から (4) までにあつては、受益面積 10 アール当たり <u>2万円</u> (施工延長 100 メートル当たり 1 万円) を減算 イ・ウ (略) 4) (5) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり <u>2万5千円</u> を加算するものとする。 5) (5) 及び (6) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、受益面積 10 アール当たり ((6) にあつては施工延長 100 メートル当たり) <u>1万5千円</u> を加算するものとする。 6) (略) 7) (5) については、農地の区画の形状等により吸水渠 (本暗渠管) の間隔 (L) が 10 メートル以上となる場合には、下式により <u>受益面積 (A) を割り引いて</u> 助成額を算出するものとする。 助成額 = A × 10 / L × 助成単価 別記様式 1 農業基盤整備計画 (事業達成状況報告) (略) 【定額助成の事業の事業達成状況の報告に係る添付写真】 (略) 【定額助成の実施計画 (事業達成状況報告)】									
事業種類		定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)			事業種類		定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化加算 B	基本 C	集約化加算 D	基本 E = A × C	集約化加算 F = B × D	合計 G = E + F		基本 A	集約化加算 B	基本 C	集約化加算 D	基本 E = A × C	集約化加算 F = B × D	合計 G = E + F		
田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの) 高低差 10cm 超	<u>25.0万円</u> /10a ()	<u>30.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>				田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの) 高低差 10cm 超	<u>12万5千円</u> /10a ()	<u>15万円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>					
田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	<u>23.5万円</u> /10a ()	<u>28.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>				田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの) 高低差 10cm 以下	<u>10万5千円</u> /10a ()	<u>12万5千円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>					

改 正 後							現 行						
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	<u>6.0万円/10a</u> ()	<u>7.0万円/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			表土扱い有り田の 区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差 10cm 以下	<u>5万5千円</u> /10a ()	<u>6万5千円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 畦畔除去のみ	<u>3.5万円</u> /100m ()	<u>4.0万円</u> /100m ()	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>			表土扱い無し田の 区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 畦畔除去のみ	<u>3万円</u> /100m ()	<u>3万5千円</u> /100m ()	<u>〇〇〇m</u>	<u>〇〇〇m</u>		
田の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 超	<u>42.0万円</u> /10a ()	<u>50.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			田の区画拡大 (水路の変更を伴 う) 高低差 10cm 超	<u>25万円</u> /10a ()	<u>30万円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
田の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	<u>40.0万円</u> /10a ()	<u>48.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			田の区画拡大 (水路の変更を伴 う) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	<u>23万円</u> /10a ()	<u>27万5千円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
田の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	<u>22.5万円</u> /10a ()	<u>27.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			田の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	<u>17万5千円</u> /10a ()	<u>21万円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 高低差 10cm 超	<u>25.0万円</u> /10a ()	<u>30.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差 10cm 超	<u>12万5千円</u> /10a ()	<u>15万円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	<u>23.5万円</u> /10a ()	<u>28.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	<u>10万5千円</u> /10a ()	<u>12万5千円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		

改 正 後							現 行						
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	<u>6.0万円/10a</u> ()	<u>7.0万円/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	<u>5万5千円</u> /10a ()	<u>6万5千円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 畦畔除去のみ	<u>3.5万円</u> /100m ()	<u>4.0万円</u> /100m ()	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>			畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 畦畔除去のみ	<u>3万円</u> /100m ()	<u>3万5千円</u> /100m ()	<u>〇〇〇m</u>	<u>〇〇〇m</u>		
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 超	<u>42.0万円</u> /10a ()	<u>50.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			畑の区画拡大 (水路の変更を伴 う) 高低差 10cm 超	<u>25万円</u> /10a ()	<u>30万円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	<u>40.0万円</u> /10a ()	<u>48.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			畑の区画拡大 (水路の変更を伴 う) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	<u>23万円</u> /10a ()	<u>27万5千円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	<u>22.5万円</u> /10a ()	<u>27.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	<u>17万5千円</u> /10a ()	<u>21万円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	<u>19.0万円</u> /10a ()	<u>22.5万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	<u>15万円</u> /10a ()	<u>18万円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	<u>17.0万円</u> /10a ()	<u>20.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	<u>14万5千円</u> /10a ()	<u>17万円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
暗渠排水 トレンチ工法	<u>12.0万円</u> /10a ()	<u>14.0万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			暗渠排水 トレンチ工法	<u>10万円</u> /10a ()	<u>12万円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		
暗渠排水 掘削同時埋設工 法	<u>10.5万円</u> /10a ()	<u>12.5万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			暗渠排水 掘削同時埋設工 法	<u>7万5千円</u> /10a ()	<u>9万円</u> /10a ()	<u>〇〇〇a</u>	<u>〇〇〇a</u>		

改 正 後				
湧水処理 表土扱い有り	20.5万円 /100m ()	24.5万円 /100m ()	〇〇m	〇〇m
湧水処理 表土扱い無し	18.5万円 /100m ()	22.0万円 /100m ()	〇〇m	〇〇m
末端畑地かんがい施設 (樹園地)	29.0万円 /10a ()	34.5万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a
末端畑地かんがい施設 (樹園地以外)	18.5万円 /10a ()	22.0万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a
末端畑地かんがい施設 (ほ場外からの 接続管施工)	6.5万円/10m ()	7.5万円/10m ()	〇〇m	〇〇m
末端畑地かんがい施設 (給水栓設置の み)	2.0万円/箇所 ()	2.0万円/箇所 ()	〇〇箇所	〇〇箇所
客土	26.0万円 /10a ()	31.0万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a
除礫	23.5万円 /10a ()	28.0万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a
合計				

現 行				
湧水処理 表土扱い有り	15万円 /100m ()	18万円 /100m ()	〇〇〇m	〇〇〇m
湧水処理 表土扱い無し	14万円 /100m ()	16万5千円 /100m ()	〇〇〇m	〇〇〇m
末端畑地かんがい施設 (樹園地以外)	15万5千円 /10a ()	18万5千円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a
末端畑地かんがい施設 (樹園地)	24万5千円 /10a ()	29万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a
末端畑地かんがい施設 (給水栓設置の み)	1万5千円 /1箇所 ()	1万5千円 /1箇所 ()	〇〇箇所	〇〇箇所
末端畑地かんがい施設 (ほ場外からの 接続管施工)	5万円 /10m ()	5万円 /10m ()	〇〇〇m	〇〇〇m
客土	11万5千円 /10a ()	13万5千円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a
除礫	20万円 /10a ()	24万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a
合計				

注:1)第6の2の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、地域計画を添付すること。

注:2)・注:3) (略)

【集約化計画(中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳)】 (略)

【土層改良計画(事業達成状況報告)】 (略)

別記様式2～別記様式4 (略)

注:1)第6の2の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、人・農地プランを添付すること。

注:2)・注:3) (略)

【集約化計画(中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳)】 (略)

【土層改良計画(事業達成状況報告)】 (略)

別記様式2～別記様式4 (略)

改 正 後	現 行
<p>運用3 (略)</p> <p>運用4 (草地畜産基盤整備事業)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 事業の実施方針 1～6 (略) 7 <u>本事業(第10の表の事業実施計画策定及び農機具等導入のうち牧場用機械施設整備を除く。)</u>による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、<u>土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u> <u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u></p> <p>第4～第12 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第7号 (略)</p> <p>別紙1-2 (農地整備に係る取扱い)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容 別紙1-1運用1の農地整備事業(以下この別紙において「運用」という。)第2に規定する事業及び運用別表中の各事業の内容は、以下の条件に適合することを要するものとする。 1 (略) 2 共通事項 (1) <u>埋蔵文化財調査事業</u> <u>埋蔵文化財調査事業(別紙1-1運用1の別表1の区分の欄の2の(5)の事業をいう。以下同じ。)</u>とは、<u>別紙1-1運用1の別表1の区分の欄の1の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別</u></p>	<p>運用3 (略)</p> <p>運用4(草地畜産基盤整備事業)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 事業の実施方針 1～6 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4～第12 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第7号 (略)</p> <p>別紙1-2 (農地整備に係る取扱い)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容 別紙1-1運用1の農地整備事業(以下この別紙において「運用」という。)第2に規定する事業及び運用別表中の各事業の内容は、以下の条件に適合することを要するものとする。 1 (略) 2 共通事項 (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>紙1-1運用1の別表1の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3～第10 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第28号 (略)</p> <p>別紙2 (水利施設整備に係る運用)</p> <p>第1～第8 (略)</p> <p>第9 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により、小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10・第11 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長</u> 農林水産省農村振興局長 殿)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">水利施設等整備事業（〇〇〇型）（又は農業水利施設保全合理化事業） 計画変更報告書</p>	<p><u>(1)～(3)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3～第10 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第28号 (略)</p> <p>別紙2 (水利施設整備に係る運用)</p> <p>第1～第8 (略)</p> <p>第9 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により、小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10・第11 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">水利施設等整備事業（〇〇〇型）（又は農業水利施設保全合理化事業） 計画変更報告書</p>

改 正 後	現 行
<p>〇〇地区について、〇〇計画の変更を行ったので、別紙2の第6に基づき、下記資料を添付して報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>運用1 (水利施設等整備事業)</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 その他</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 次に掲げる計画は、2の「機能保全計画等」とみなすものとする。 (1)～(7) (略)</p> <p>4 <u>別表に掲げる事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)</u>に当たっては、<u>土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u> <u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第15号 (略)</p> <p>別記様式第16号 <u>農林水産省〇〇農政局長 殿</u> <u>(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)</u></p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">水田利活用実績報告書</p> <p>別紙のとおり水田利活用の実績を報告する。</p> <p>別紙 (略)</p> <p>別記様式第17号</p>	<p>〇〇地区について、〇〇計画の変更を行ったので、別紙2の第6に基づき、下記資料を添付して報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>運用1 (水利施設等整備事業) (略)</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 その他</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 次に掲げる計画は、2の「機能保全計画等」とみなすものとする。 (1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第15号 (略)</p> <p>別記様式第16号 <u>地方農政局長</u> <u>農村振興局長 殿</u></p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">水田利活用実績報告書</p> <p>別紙のとおり水田利活用の実績を報告する。</p> <p>別紙 (略)</p> <p>別記様式第17号</p>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">令和〇〇年度 保全整備事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長経由</u> 農林水産省農村振興局長 殿） <u>都道府県知事名</u></p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇豪をもって、補助金の交付決定の通知があつた〇〇事業について、下記のとおり事業を実施したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">令和〇〇年度 保全整備事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては、農林水産省農村振興局長） <u>都道府県知事</u></p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇豪をもって、補助金の交付決定の通知があつた〇〇事業について、下記のとおり事業を実施したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 （略）</p>
<p>別記様式第 18 号</p> <p style="text-align: center;">地域農業水利施設保全整備事業実施状況報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 （<u>北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由</u> 農林水産省農村振興局長 地方農政局長） 殿 事業実施主体の代表者 （都道府県知事）</p> <p>下記のとおり事業を実施したので、報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （略）</p> <p>運用 2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）</p> <p>第 1 定義 本事業に係る次に掲げた用語の意義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農の類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下この</u></p>	<p>別記様式第 18 号</p> <p style="text-align: center;">地域農業水利施設保全整備事業実施状況報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 （農林水産省農村振興局長 地方農政局長） 殿 事業実施主体の代表者 （都道府県知事）</p> <p>下記のとおり事業を実施したので、報告します。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>運用 2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）</p> <p>第 1 定義 本事業に係る次に掲げた用語の意義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農の類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>

改正後	現行
<p><u>別紙において同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。（以下この別紙において「中心経営体」という。）であること。</u></p>	<p>(5) <u>人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の(1)に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）に位置づけられていること。</u></p>
<p>(6) (略) 4・5 (略)</p>	<p>(6) (略) 4・5 (略)</p>
<p>第2 事業の内容 畑地帯総合整備型の内容は、次に掲げるものとする。 1・2 (略) 3 共通事項 <u>(1) 埋蔵文化財調査事業</u> <u>埋蔵文化財調査事業とは、別表の区分欄の1の(3)～(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。</u> <u>(2)・(3) (略)</u></p>	<p>第2 事業の内容 畑地帯総合整備型の内容は、次に掲げるものとする。 1・2 (略) 3 共通事項 (新設) <u>(1)・(2) (略)</u></p>
<p>第3～第8 (略)</p>	<p>第3～第8 (略)</p>
<p>第9 その他 1～3 (略) <u>4 別表の区分1の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u> <u>5 4に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は4の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、</u></p>	<p>第9 その他 1～3 (略) (新設) (新設)</p>

改正後

現行

別記様式第3号

別記様式第3号

		県	地区
		作成年月	
畑地帯営農促進基本計画書 ○ ○ 地区 令和 年 月 日 ○○県○○市町村			

		県	地区
		作成年月	
畑地帯営農促進基本計画書 ○ ○ 地区 令和 年 月 日 ○○県○○市町村			

<目次> (略)

<目次> (略)

1 畑地帯営農促進基本計画総括表

1 畑地帯営農促進基本計画総括表

都道府県名	地区名	所在地	受益戸数	経営体数及び経営規模														
				区分	個人経営体		団体経営体(法人)		計									
					経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模								
地目	水田	普通畑	樹園地	その他	計	備考	現況	計画										
面積(農地別)	ha	ha	ha	ha	ha		担い手の見通し											
地勢及び社会経済条件							担い手農家	農地所有資格法人	生産組織	その他(経営受託)	計	現況	計画					
							担い手シェアの見通し											
農地の整備状況							担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア	現況	計画				
	農業経営改善目標						農業生産基盤整備計画											
基本方針							農業経営改善目標											
基本構想							農業生産基盤整備計画											
営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	その他必要事項										

都道府県名	地区名	所在地	受益戸数	農家数及び経営規模														
				区分	専業		第一種兼業		第二種兼業		計							
					戸数(兼業人口)	標準経営規模	戸数(兼業人口)	標準経営規模	戸数(兼業人口)	標準経営規模	戸数(兼業人口)	標準経営規模						
地目	水田	普通畑	樹園地	その他	計	備考	現況	計画										
面積(農地別)	ha	ha	ha	ha	ha		担い手の見通し											
地勢及び社会経済条件							担い手農家	農地所有資格法人	生産組織	その他(経営受託)	計	現況	計画					
							担い手シェアの見通し											
農地の整備状況							担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア	現況	計画				
	農業経営改善目標						農業生産基盤整備計画											
基本方針							農業経営改善目標											
基本構想							農業生産基盤整備計画											
営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	その他必要事項										

改正後

土地利用計画図 (略)

2 農業構造の目標

- (1) (略)
 (2) 担い手等の見通し (目標年度における **経営体数**)
 ① **経営体数** 及び経営規模

区分	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計	
	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模
現在 (R年)	経営体	ha/経営体	経営体	ha/経営体	経営体	ha/経営体	経営体	ha/経営体
計画 (R年)								

注1～注3 (略)

- ②・③ (略)
 (3) (略)
 (4) 農地所有適格法人・生産組織の概要

農地所有適格法人 及び 生産組織等名 (組織ごとに整理)	設置年月日 (予定を含む)	対象作物名	参加 経営体数 (経営体)		常 時 従事者数 (人)		オペレータ数 (人)		経営等農用 地面積規模 (ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標 (将来の営農類型)

営農類型	経営規模の目標	経営体数の目標	その他

(6) (略)

3 土地利用計画

- (1) (略)
 (2) 土地利用計画

現行

土地利用計画図 (略)

2 農業構造の目標

- (1) (略)
 (2) 担い手等の見通し (目標年度における **農業就業人口**)
 ① **農家数** 及び経営規模

区分	専業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸数 (就業人口)	標準経営規模	戸数 (就業人口)	標準経営規模	戸数 (就業人口)	標準経営規模	戸数 (就業人口)	標準経営規模
現在 (R年)	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸
計画 (R年)								

注1～注3 (略)

- ②・③ (略)
 (3) (略)
 (4) 農地所有適格法人・生産組織の概要

農地所有適格法人 及び 生産組織等名 (組織ごとに整理)	設置年月日 (予定を含む)	対象作物名	参加農家 戸数 (戸)		常 時 従事者数 (人)		オペレータ数 (人)		経営等農用 地面積規模 (ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標 (将来の営農類型)

営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	その他

(6) (略)

3 土地利用計画

- (1) (略)
 (2) 土地利用計画

改正後

農作業主体 権利の種類	担い手等								合計	
	家		農地所有適格法人		生産組織		その他			
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
自己所有地	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha
賃借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

4～7 (略)

別記様式第4号～別記様式第6号 (略)

別記様式第7号

番号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長 經由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

農業農村活性化状況達成状況報告書

畑地帯総合整備型(畑地帯総合整備中山間地域型)に係る別紙2の第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1・2 (略)

運用3 (農業水利施設保全合理化事業)

第1～第8 (略)

第9 その他

1 別表の区分1の事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

2 1に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は1の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

現行

農作業主体 権利の種類	担い手等								合計	
	家		農地所有適格法人		生産組織		その他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

4～7 (略)

別記様式第4号～別記様式第6号 (略)

別記様式第7号

番号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあっては、農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

農業農村活性化状況達成状況報告書

畑地帯総合整備型(畑地帯総合整備中山間地域型)に係る別紙2の第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1・2 (略)

運用3 (農業水利施設保全合理化事業)

第1～第8 (略)

(新設)

改 正 後

現 行

別表 (略)

別表 (略)

別記様式第 1 号

別記様式第 1 号

農用地使用集積促進用排水施設整備計画

農用地使用集積促進用排水施設整備計画

1 地区の現況

1 地区の現況

都道府県名		事業実施主体		地区名		受益面積		所在地	
地形									
土壌									
地気象									
地域農業概要	農業経営体数	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計	平均農家所得 (令和 年)
									農業所得 千円
	1戸当たり平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円	
								計	千円
主要作物作付面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用률 (%)		
	作付面積 (ha)								
	単位収量 (kg/10a)								
地域指定等									

都道府県名		事業実施主体		地区名		受益面積		所在地	
地形									
土壌									
地気象									
地域農業概要	専業別農家戸数	専業		1種兼業		2種兼業		計	平均農家所得 (令和 年)
									農業所得 千円
	1戸当たり平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円	
								計	千円
主要作物作付面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用률 (%)		
	作付面積 (ha)								
	単位収量 (kg/10a)								
地域指定等									

2～7 (略)

2～7 (略)

別記様式第 2 号～別記様式第 9 号 (略)

別記様式第 2 号～別記様式第 9 号 (略)

別記様式第 10 号

別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

北海道にあっては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長 殿

都道府県知事名

都道府県知事名

農業水利施設等整備事業達成状況報告書

農業水利施設等整備事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

記

改正後	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>別記様式第 11 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長</u>經由 農林水産省農村振興局長 殿)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度 水利調整事業達成状況報告書</p> <p>運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>別記様式第 11 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度 水利調整事業達成状況報告書</p> <p>運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>1～4 (略)</p> <p>別記様式第 12 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事經由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長</u>經由 農林水産省農村振興局長 殿)</p> <p style="text-align: right;">〇〇土地改良区理事長 名 } 〇〇市 町 村 長 名 }</p> <p style="text-align: center;">水利用高度化推進事業達成状況報告書</p> <p>運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>別記様式第 12 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事經由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇土地改良区理事長 名 } 〇〇市 町 村 長 名 }</p> <p style="text-align: center;">水利用高度化推進事業達成状況報告書</p> <p>運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>1～3 (略)</p> <p>別記様式第 13 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事經由) 農林水産省〇〇農政局長 殿</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>別記様式第 13 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事經由) 農林水産省〇〇農政局長 殿</p>

改正後	現行
<p>(北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長経由</u> 農林水産省農村振興局長 殿)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名 市町村長名 土地改良区理事長名</p> <p style="text-align: center;">施設計画策定事業達成状況報告書</p> <p>運用3(農業水利施設保全合理化事業)第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>別記様式第14号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 農林水産省〇〇農政局長 殿</p> <p>(北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長経由</u> 農林水産省農村振興局長 殿)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名 市町村長名 土地改良区理事長名</p> <p style="text-align: center;">管理省力化施設整備事業達成状況報告書</p> <p>運用3(農業水利施設保全合理化事業)第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>別記様式第15号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 農林水産省〇〇農政局長 殿</p> <p>(北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長経由</u> 農林水産省農村振興局長 殿)</p>	<p>(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名 市町村長名 土地改良区理事長名</p> <p style="text-align: center;">施設計画策定事業達成状況報告書</p> <p>運用3(農業水利施設保全合理化事業)第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>別記様式第14号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 農林水産省〇〇農政局長 殿</p> <p>(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名 市町村長名 土地改良区理事長名</p> <p style="text-align: center;">管理省力化施設整備事業達成状況報告書</p> <p>運用3(農業水利施設保全合理化事業)第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>別記様式第15号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 農林水産省〇〇農政局長 殿</p> <p>(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)</p>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">都道府県知事名 市町村長名 土地改良区理事長名</p> <p style="text-align: center;">機能保全計画策定事業達成状況報告書</p> <p>運用3（農業水利施設保全合理化事業）第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 （略）</p> <p>運用4（広域農業用水適正管理対策事業）</p> <p>第1～第7 （略）</p> <p><u>第8 その他</u> <u>本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u> <u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u></p> <p>別記様式第1号・別記様式第2号 （略）</p> <p>別記様式第3号</p> <p style="text-align: center;">事業計画変更手続報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p><u>農林水産省〇〇農政局長 殿</u> <u>（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u></p> <p>広域農業用水適正管理対策事業〇〇地区の事業計画の変更を、別紙の内容で行ったの</p>	<p style="text-align: right;">都道府県知事名 市町村長名 土地改良区理事長名</p> <p style="text-align: center;">機能保全計画策定事業達成状況報告書</p> <p>運用3（農業水利施設保全合理化事業）第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 （略）</p> <p>運用4（広域農業用水適正管理対策事業）</p> <p>第1～第7 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>別記様式第1号・別記様式第2号 （略）</p> <p>別記様式第3号</p> <p style="text-align: center;">事業計画変更手続報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p><u>地方農政局長</u> <u>北海道にあつては農林水産省農村振興局長</u> } <u>殿</u></p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事</u></p> <p>広域農業用水適正管理対策事業〇〇地区の事業計画の変更を、別紙の内容で行ったので</p>

改 正 後	現 行
<p>で報告する。</p> <p>(別記様式第 3 号の別紙) (略)</p> <p>運用 5 (地域用水環境整備事業)</p> <p>第 1～第 6 (略)</p> <p>第 7 小水力発電施設の管理運営の取扱い 本事業で整備した小水力発電施設の管理運営については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 国庫への納付 小水力発電施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入(別紙 2 第 9 の調整を除いた額)が、<u>必要電力の買電に係る費用、発電施設の運営経費、土地改良施設の維持管理費、土地改良施設の更新費及び再生可能エネルギー施設の建設費</u>の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。</p> <p>2 小水力発電施設の管理者の報告 小水力発電施設の管理者は、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 9 条第 4 項</u>に基づく認定を受けたとき、電気事業者との電力供給契約を締結したときは、直ちに次に掲げる資料を都道府県知事を経由して、地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。)に提出するものとする。 ア～ウ (略)</p> <p><u>第 8 その他</u> <u>本事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u> <u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u></p> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 7 号 (略)</p> <p>別記様式第 8 号</p>	<p>報告する。</p> <p>(別記様式第 3 号の別紙) (略)</p> <p>運用 5 (地域用水環境整備事業)</p> <p>第 1～第 6 (略)</p> <p>第 7 小水力発電施設の管理運営の取扱い 本事業で整備した小水力発電施設の管理運営については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 国庫への納付 小水力発電施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入(別紙 2 第 9 の調整を除いた額)が、<u>電力供給対象施設に係る電力料、受電・発電に必要な費用及び</u>土地改良施設の維持管理費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。</p> <p>2 小水力発電施設の管理者の報告 小水力発電施設の管理者は、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 9 条第 3 項</u>に基づく設備認定を受けたとき、電気事業者との電力供給契約を締結したときは、直ちに次に掲げる資料を都道府県知事を経由して、地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。)に提出するものとする。 ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>別記様式第 1 号～別記様式第 7 号 (略)</p> <p>別記様式第 8 号</p>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">事業計画変更手続報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p><u>農林水産省〇〇農政局長 殿</u> <u>(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u></p> <p>地域用水環境整備〇〇地区の事業計画の変更を、別紙の内容で行ったので報告する。</p> <p>(別記様式第 8 号の別紙) (略)</p> <p>別紙様式第 9 号 (略)</p> <p>別紙 3 - 1 (農地防災に係る運用)</p> <p>第 1 ・ 第 2 (略)</p> <p>運用 1 (農地防災事業)</p> <p>第 1 ～ 第 3 (略)</p> <p>第 4 助成 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる次の経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。ただし、運用 1 別紙 1 に掲げる事業のうち土地改良施設耐震対策事業を除く。 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>(平成 23 年法律第 108 号)に基づく固定価格買取制度(以下この別紙において「固定価格買取制度」という。)による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。</p> <p>1 ・ 2 (略)</p> <p>第 5 発電施設における固定価格買取制度との調整等 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置</p>	<p style="text-align: center;">事業計画変更手続報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p><u>地方農政局長</u> <u>北海道にあっては農林水産省農村振興局長</u> } <u>殿</u></p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事</u></p> <p>地域用水環境整備〇〇地区の事業計画の変更を、別紙の内容で行ったので報告する。</p> <p>(別記様式第 8 号の別紙) (略)</p> <p>別紙様式第 9 号 (略)</p> <p>別紙 3 - 1 (農地防災に係る運用)</p> <p>第 1 ・ 第 2 (略)</p> <p>運用 1 (農地防災事業)</p> <p>第 1 ～ 第 3 (略)</p> <p>第 4 助成 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる次の経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。ただし、運用 1 別紙 1 に掲げる事業のうち土地改良施設耐震対策事業を除く。 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>(平成 23 年法律第 108 号)に基づく固定価格買取制度(以下この別紙において「固定価格買取制度」という。)による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。</p> <p>1 ・ 2 (略)</p> <p>第 5 発電施設における固定価格買取制度との調整等 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置</p>

改正後	現行
<p>し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p>	<p>し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>第 6 その他</p>	<p>第 6 その他</p>
<p>1～5 （略）</p>	<p>1～5 （略）</p>
<p><u>6 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第 7 （略）</p>	<p>第 7 （略）</p>
<p>別記様式第 1 号（第 2 関係）～別記様式第 18 号（第 2 関係） （略）</p>	<p>別記様式第 1 号（第 2 関係）～別記様式第 18 号（第 2 関係） （略）</p>
<p>運用 1 別紙 1～運用 1 別紙 7 （略）</p>	<p>運用 1 別紙 1～運用 1 別紙 7 （略）</p>
<p>運用 2（水質保全対策事業）</p>	<p>運用 2（水質保全対策事業）</p>
<p>第 1・第 2 （略）</p>	<p>第 1・第 2 （略）</p>
<p>第 3 助成</p>	<p>第 3 助成</p>
<p>1 国は、予算の範囲内で水質保全対策事業に関連して必要となる経費について、実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおりとする。</p> <p>なお、本事業により整備された発電施設により<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。ただし、都道府県、市町村又は土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）</p>	<p>1 国は、予算の範囲内で水質保全対策事業に関連して必要となる経費について、実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおりとする。</p> <p>なお、本事業により整備された発電施設により<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。ただし、都道府県、市町村又は土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別</p>

改正後	現 行
<p>が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>紙において同じ。)が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りでない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>第4 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p>	<p>第4 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p>
<p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p>	<p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が<u>電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第5・第6 (略)</p>	<p>第5・第6 (略)</p>
<p>様式1～様式3 (略)</p>	<p>様式1～様式3 (略)</p>
<p>別紙3－2（農地防災に係る取扱い）</p>	<p>別紙3－2（農地防災に係る取扱い）</p>
<p>第1～第5 (略)</p>	<p>第1～第5 (略)</p>
<p>第6 <u>地盤沈下対策事業</u></p>	<p>第6 <u>地盤沈下事業</u></p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>第7・第8 (略)</p>	<p>第7・第8 (略)</p>
<p>取扱別紙1・取扱別紙2 (略)</p>	<p>取扱別紙1・取扱別紙2 (略)</p>
<p>別紙4－1（農村整備事業に係る運用）</p>	<p>別紙4－1（農村整備事業に係る運用）</p>
<p>第1・第2 (略)</p>	<p>第1・第2 (略)</p>
<p>運用1（農村集落基盤再編・整備事業）</p>	<p>運用1（農村集落基盤再編・整備事業）</p>
<p>第1 事業の内容</p>	<p>第1 事業の内容</p>

改正後	現行
<p>農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の内容は次に掲げる事業とする。</p> <p>1. 集落基盤再編型 集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第4項に定める農業集落をいう。以下この別紙において同じ。）の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 実施要件 本事業に係る実施要綱第2の2の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 集落基盤再編型 (1)～(4)（略） (5) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域を事業対象地域とする場合には、当該地域においては、次のいずれかに掲げるところにより、農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び別表区分の欄5に掲げる事業（以下「特認事業」という。）を実施することができるものとする。 ア～ウ（略）</p> <p>3. 中山間地域総合整備型 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域であって、集落型事業のうち一般型事業及び生活環境型事業にあつては一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落、広域連携型事業にあつては市町村全域から複数の市町村までに及ぶ広域的な地域を事業対象地域とし、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）、別表区分の欄3に掲げる事業（以下「保全管理等事</p>	<p>農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の内容は次に掲げる事業とする。</p> <p>1. 集落基盤再編型 集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第5項に定める農業集落をいう。以下この別紙において同じ。）の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 実施要件 本事業に係る実施要綱第2の2の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 集落基盤再編型 (1)～(4)（略） (5) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域を事業対象地域とする場合には、当該地域においては、次のいずれかに掲げるところにより、農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）及び別表区分の欄4に掲げる事業（以下「特認事業」という。）を実施することができるものとする。 ア～ウ（略）</p> <p>3. 中山間地域総合整備型 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域であって、集落型事業のうち一般型事業及び生活環境型事業にあつては一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落、広域連携型事業にあつては市町村全域から複数の市町村までに及ぶ広域的な地域を事業対象地域とし、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 農業生産基盤整備事業、農村生活環境整備事業（別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業を除く。）、別表区分の欄3に掲げる事業（以下「保全管理等事</p>

改 正 後	現 行
<p>業」という。)及び特認事業を実施する事業とし、次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 集落型事業のうち生産基盤型事業にあつては、別表区分の欄1の<u>事業種類の欄</u>(3)に掲げるほ場整備事業を行うものであつて、その事業の受益面積の合計が、県営事業にあつてはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあつてはおおむね10ヘクタール以上であること又はほ場整備事業と別表区分の欄1の事業種類の欄に掲げるその他の事業を併せて行うものであつて、ほ場整備事業に係る受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計が、県営事業にあつてはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあつてはおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して事業を実施する場合にあつては、おおむね10ヘクタール以上であること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第4 計画の作成</p> <p>1. 事業計画は、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (1)及び農地環境整備型以外の場合</p> <p>農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針(平成13年8月3日付13農振第1194号農林水産事務次官、国総事第35号国土交通事務次官依命通知)に基づき作成される農村振興基本計画(以下この別紙において「基本計画」という。)又は基本計画に準ずる計画(以下この別紙において「準ずる計画」という。)及び第4の4に規定する集落基盤再編計画(別表区分の欄2の事業種類の欄(17)に掲げる事業を実施する場合に限る。)に即した内容となつており、地元住民等の意向が十分に反映され、農村振興の関連施策を総合的に講じることに配慮された事業計画を定めるものとし、本事業を実施することにより、地域の活力向上と個性ある地域づくりに資するよう定めるものであつて、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>なお、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この別紙において「法」という。)に基づく事業(<u>別表区分の欄1に掲げる事業をいう。ただし、事業種類の欄(2)の事業のうち農道橋等の保全対策を除く。</u>)が本事業の中で実施される場合には、事業実施主体は、当該事業計画に次に掲げる事項を定めるほか、法第7条及び土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第14条の2に掲げる事項を定めるものとする。</p>	<p>業」という。)及び特認事業を実施する事業とし、次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 集落型事業のうち生産基盤型事業にあつては、別表区分の欄1の(3)に掲げるほ場整備事業を行うものであつて、その事業の受益面積の合計が、県営事業にあつてはおおむね20ヘクタール以上、市町村営事業にあつてはおおむね10ヘクタール以上であること又はほ場整備事業と別表区分の欄1の事業種類の欄に掲げるその他の事業を併せて行うものであつて、ほ場整備事業に係る受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であり、かつ、事業全体の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用して事業を実施する場合にあつては、おおむね10ヘクタール以上であること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第4 計画の作成</p> <p>1. 事業計画は、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (1)及び農地環境整備型以外の場合</p> <p>農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針(平成13年8月3日付13農振第1194号農林水産事務次官、国総事第35号国土交通事務次官依命通知)に基づき作成される農村振興基本計画(以下この別紙において「基本計画」という。)又は基本計画に準ずる計画(以下この別紙において「準ずる計画」という。)及び第4の4に規定する集落基盤再編計画(別表区分の欄2の事業種類の欄(17)に掲げる事業を実施する場合に限る。)に即した内容となつており、地元住民等の意向が十分に反映され、農村振興の関連施策を総合的に講じることに配慮された事業計画を定めるものとし、本事業を実施することにより、地域の活力向上と個性ある地域づくりに資するよう定めるものであつて、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>なお、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この別紙において「法」という。)に基づく事業が本事業の中で実施される場合には、事業実施主体は、当該事業計画に次に掲げる事項を定めるほか、法第7条及び土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第14条の2に掲げる事項を定めるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>ア～セ (略) 2～4 (略)</p>	<p>ア～セ (略) 2～4 (略)</p>
<p>第5～第8 (略)</p>	<p>第5～第8 (略)</p>
<p>第9 助成</p> <p>1. 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別紙 4-2 取扱い 1 に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> (平成 23 年法律第 108 号) に基づく固定価格買取制度 (以下この別紙において「固定価格買取制度」という。) による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第9 助成</p> <p>1. 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別紙 4-2 取扱い 1 に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> (平成 23 年法律第 108 号) に基づく固定価格買取制度 (以下この別紙において「固定価格買取制度」という。) による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。</p> <p>2. (略)</p>
<p>第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等 (土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。) が<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> (平成 23 年法律第 108 号) に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」 (平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知) に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等 (土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。) が<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> (平成 23 年法律第 108 号) に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」 (平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知) に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第11 その他</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 運用別表区分の欄 1 の事業種類の欄 (1)～(8) の事業による盛土・切土等の施工 (宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) 第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。) に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 3 に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は 3 の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u></p>	<p>第11 その他</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後			現行		
第12 経過措置 1～8 (略) <u>9 令和4年度までに採択された地区であって令和5年度に別表区分の欄4に掲げる事業を新設する場合又は令和5年度に新規採択された地区であって令和6年度に別表区分の欄4に掲げる事業を新設する場合には、当該事業の新設は第6に定める事業計画の重要な部分の変更に該当しないものとする。</u>			第12 経過措置 1～8 (略) (新設)		
別表 農村集落基盤再編・整備事業の事業種類及び内容			別表 農村集落基盤再編・整備事業の事業種類及び内容		
区分	事業種類	事業内容	区分	事業種類	事業内容
1～3 (略)	(略)	(略)	1～3 (略)	(略)	(略)
<u>4 農業生産基盤整備附帯事業</u>	<u>埋蔵文化財調査事業</u>	<u>事業区域で行う埋蔵文化財の調査</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>5 特認事業</u>	(略)	(略)	<u>4 特認事業</u>	(略)	(略)
運用2 (略)			運用2 (略)		
運用3 (畜産環境総合整備事業)			運用3 (畜産環境総合整備事業)		
第1 (略)			第1 (略)		
第2 事業の実施方針			第2 事業の実施方針		
1～4 (略)			1～4 (略)		
<u>5 本事業(第6の表の事業実施計画策定事業及びストックマネジメント事業並びに牧場用機械施設整備のうち農機具等を除く。)による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u> <u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u>			(新設)		
第3～第17 (略)			第3～第17 (略)		
別記様式1～別記様式6 (略)			別記様式1～別記様式6 (略)		

改 正 後	現 行
<p>運用4（農道整備事業）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 事業の実施</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 <u>その他</u></p> <p><u>（1）</u> 事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。</p> <p><u>（2）</u> <u>本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u></p> <p>第3・第4（略）</p> <p>別紙4-2（農村整備事業に係る取扱い）</p> <p>第1（略）</p> <p>取扱い1（農村集落基盤再編・整備事業）</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、実施要領別紙4-1運用1（以下この別紙において「運用」という。）の別表に掲げる事業種類のうち、留意すべき事業種類の細目等は、次のとおりとする。</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業</p> <p>（1）<u>運用</u>別表の事業内容のうち「これに準ずる施設」とは、保全管理区域における農業用排水施設整備事業にあつては排水路工、農道整備事業にあつては管理用道路とする。</p> <p>（2）農道整備事業</p> <p>農道橋等の保全対策については、農業生産又は農村活性化等を目的として利用</p>	<p>運用4（農道整備事業）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 事業の実施</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 <u>実施上の留意点</u></p> <p>事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>第3・第4（略）</p> <p>別紙4-2（農村整備事業に係る取扱い）</p> <p>第1（略）</p> <p>取扱い1（農村集落基盤再編・整備事業）</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、実施要領別紙4-1運用1（以下この別紙において「運用」という。）の別表に掲げる事業種類のうち、留意すべき事業種類の細目等は、次のとおりとする。</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業</p> <p>（1）<u>運用</u>の別表の事業内容のうち「これに準ずる施設」とは、保全管理区域における農業用排水施設整備事業にあつては排水路工、農道整備事業にあつては管理用道路とする。</p> <p>（2）農道整備事業</p> <p>農道橋等の保全対策については、農業生産又は農村活性化等を目的として利用</p>

改正後	現行
<p>される施設（以下この別紙において「農業農村施設」という。）の再編に必要なものであって、運用別表区分の欄2の事業種類の欄(17)と併せて実施する場合のみ実施できるものとし、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るものであって、以下の条件に適合するものとする。</p>	<p>される施設（以下この別紙において「農業農村施設」という。）の再編に必要なものであって、運用別表区分の欄2の事業種類の欄(17)と併せて実施する場合のみ実施できるものとし、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るものであって、以下の条件に適合するものとする。</p>
<p>ア・イ (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>(5) 暗渠排水事業 本事業で実施する暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけられているものを地域排水型暗渠排水と称する。 なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。</p>	<p>(5) 暗渠排水事業 本事業で実施する暗渠排水のうち、市町村または土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけられているものを地域排水型暗渠排水と称する。 なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>2. 農村生活環境整備事業</p>	<p>2. 農村生活環境整備事業</p>
<p>(1) 農業集落道整備事業</p>	<p>(1) 農業集落道整備事業</p>
<p>ア～オ (略)</p> <p>カ 当該施設を整備する場合に当たっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。</p>	<p>ア～オ (略)</p> <p>カ 当該施設を整備場合に当たっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。</p>
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p>
<p>(5) 用地整備事業</p>	<p>(5) 用地整備事業</p>
<p>次に掲げる施設に係る用地の整備の事業とする。 ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地</p>	<p>次に掲げる施設に係る用地の整備の事業とする。 ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町村老人保健福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地</p>

改 正 後	現 行
<p>オ・カ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 集落環境管理施設整備事業 ア～オ (略) カ 有機性資源を取り扱う施設の整備に<u>当たって</u>は、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止に十分留意するものとする。</p> <p>(9)～(15) (略)</p> <p>(16) 歴史的土壌改良施設保全整備事業 運用別表区分の欄2の事業種類の欄(16)の「緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備」とは、次の施設の整備を行うものとする。 ア・イ (略)</p> <p>(17)・(18) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 農業生産基盤整備附帯事業</u> <u>埋蔵文化財調査事業の対象は、運用別表区分の欄1の事業種類の欄(3)、(4)、(6)及び(7)又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる運用別表区分の欄1の事業種類の欄(1)、(2)及び(5)の区域で行う埋蔵文化財調査とする。</u></p> <p><u>5 特認事業</u> (1) 中山間地域総合整備型及び運用第3の2の(5)による事業の場合 地域の農業生産条件及び農村生活環境の改善<u>又は</u>農業・農村の活性化に資する施設等で、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）が特に必要と認める事業及び農村の総合的な振興を図る上で必要なものであって、都道府県の調整を踏まえ、農村振興の観点から地方農政局長等が特に必要と認める事業とし、特に緊急度が高く事業効果が顕著であると認められる農作業準備休憩施設等の整備を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>オ・カ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 集落環境管理施設整備事業 ア～オ (略) カ 有機性資源を取り扱う施設の整備に<u>あたって</u>は、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止に十分留意するものとする。</p> <p>(9)～(15) (略)</p> <p>(16) 歴史的土壌改良施設保全整備事業 運用別表区分の欄2の事業種類の欄<u>の</u>(16)の「緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備」とは、次の施設の整備を行うものとする。 ア・イ (略)</p> <p>(17)・(18) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 特認事業</u> (1) 中山間地域総合整備型及び運用第3の2の(5)による事業の場合 地域の農業生産条件及び農村生活環境の改善<u>または</u>農業・農村の活性化に資する施設等で、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）が特に必要と認める事業及び農村の総合的な振興を図る上で必要なものであって、都道府県の調整を踏まえ、農村振興の観点から地方農政局長等が特に必要と認める事業とし、特に緊急度が高く事業効果が顕著であると認められる農作業準備休憩施設等の整備を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

改 正 後	現 行								
<p><u>6</u>・<u>7</u> (略)</p> <p>第2～第9 (略)</p> <p>別記様式第1号 (略)</p> <p>別記様式第2号</p> <p>令和〇〇年度 農村集落再編・整備 事業計画概要表(集落基盤再編型) (略)</p> <p>令和〇〇年度 農村集落基盤再編・整備 事業計画概要表(中山間地域総合整備型、農地環境整備型) (略)</p> <p>農村集落基盤再編・整備 一般計画図 (略)</p> <p style="text-align: center;">事業計画概要表の記載要領</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">記 載 要 領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県名 (略)</td> <td>北海道の場合は<u>総合振興局・振興局</u>名も記入する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式第3号～第17号 (略)</p> <p>取扱い2 (農業集落排水事業)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 別紙4-1運用2第1の2の(1)において、留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 別紙4-1運用2第1の2の(1)の汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設には、汚水処理施設等に電力を供給することを目的として設置する太陽光発電施設 (<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> (平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度を活用して売電する施設は除く。)を含むものとする。</p> <p>(6)～(10)</p>	項 目	記 載 要 領	都道府県名 (略)	北海道の場合は <u>総合振興局・振興局</u> 名も記入する。 (略)	<p><u>5</u>・<u>6</u> (略)</p> <p>第2～第9 (略)</p> <p>別記様式第1号 (略)</p> <p>別記様式第2号</p> <p>令和〇〇年度 農村集落再編・整備 事業計画概要表(集落基盤再編型) (略)</p> <p>令和〇〇年度 農村集落基盤再編・整備 事業計画概要表(中山間地域総合整備型、農地環境整備型) (略)</p> <p>農村集落基盤再編・整備 一般計画図 (略)</p> <p style="text-align: center;">事業計画概要表の記載要領</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">記 載 要 領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県名 (略)</td> <td>北海道の場合は<u>支庁</u>名も記入する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式第3号～第17号 (略)</p> <p>取扱い2 (農業集落排水事業)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 別紙4-1運用2第1の2の(1)において、留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 別紙4-1運用2第1の2の(1)の汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設には、汚水処理施設等に電力を供給することを目的として設置する太陽光発電施設 (<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> (平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度を活用して売電する施設は除く。)を含むものとする。</p> <p>(6)～(10)</p>	項 目	記 載 要 領	都道府県名 (略)	北海道の場合は <u>支庁</u> 名も記入する。 (略)
項 目	記 載 要 領								
都道府県名 (略)	北海道の場合は <u>総合振興局・振興局</u> 名も記入する。 (略)								
項 目	記 載 要 領								
都道府県名 (略)	北海道の場合は <u>支庁</u> 名も記入する。 (略)								

改 正 後	現 行
<p>(11) 改築の対象施設には、農業集落排水施設等として、農村活性化住環境整備事業実施要綱（平成3年4月12日付け3構改D第217号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号、自治準企第90号、農林水産事務次官、自治事務次官通知）、農村総合整備事業等実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第281号農林水産事務次官依命通知）、集落地域整備統合補助事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第285号農林水産事務次官依命通知）、集落基盤整備事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改D第126号農林水産事務次官依命通知）、農村振興総合整備事業実施要綱（平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知）、むらづくり総合整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官依命通知）、美しい村づくり総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2553号農林水産事務次官依命通知）、<u>むらづくり交付金実施要綱</u>（平成16年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知）、<u>農村基盤総合整備パイロット事業実施要綱</u>（昭和47年6月30日付け47農地C219号農林事務次官依命通知）、農村総合整備モデル事業実施要綱（昭和48年7月28日付け48構改A第1122号農林事務次官依命通知）、農村基盤総合整備事業実施要綱（昭和51年5月10日付け51構改D第344号農林事務次官依命通知）、集落環境整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第81号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水事業等実施要綱（昭和58年4月4日付け58構改D第271号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）、<u>農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知）</u>及び地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業により<u>又は地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項により内閣総理大臣が認定した同条第1項に規定する地域再生計画に基づき整備されたもの</u>又は国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設等を含むものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3～第10 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>様式第2号の1</p>	<p>(11) 改築の対象施設には、農業集落排水施設等として、農村活性化住環境整備事業実施要綱（平成3年4月12日付け3構改D第217号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号、自治準企第90号、農林水産事務次官、自治事務次官通知）、農村総合整備事業等実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第281号農林水産事務次官依命通知）、集落地域整備統合補助事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第285号農林水産事務次官依命通知）、集落基盤整備事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改D第126号農林水産事務次官依命通知）、農村振興総合整備事業実施要綱（平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知）、むらづくり総合整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官依命通知）、美しい村づくり総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2553号農林水産事務次官依命通知）<u>及びむらづくり交付金実施要綱</u>（平成16年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知）<u>に基づく事業並びに従前の農村基盤総合整備パイロット事業実施要綱</u>（昭和47年6月30日付け47農地C219号農林事務次官依命通知）、農村総合整備モデル事業実施要綱（昭和48年7月28日付け48構改A第1122号農林事務次官依命通知）、農村基盤総合整備事業実施要綱（昭和51年5月10日付け51構改D第344号農林事務次官依命通知）、集落環境整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第81号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水事業等実施要綱（昭和58年4月4日付け58構改D第271号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）及び地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業により<u>整備され、又は国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設等を含むものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3～第10 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>様式第2号の1</p>

改正後

農業集落排水事業計画概要表（総括表）（略）

農業集落排水事業計画概要表（総括表）

Table with 3 columns: 項目, 記入要領, 備考. Content is summarized/abbreviated.

様式第2号の2

令和 年度新規 農業集落排水事業計画概要表

Detailed agricultural settlement wastewater treatment plan form for the revised version, including sections for regional overview, current status, and project details.

BOD、COD、SS、DO、T-N、T-Pの単位はppmとする

農業集落排水事業計画概要表

現行

農業集落排水事業計画概要表（総括表）（略）

農業集落排水事業計画概要表（総括表）

Table with 3 columns: 項目, 記入要領, 備考. Content is summarized/abbreviated.

様式第2号の2

令和 年度新規 農業集落排水事業計画概要表

Detailed agricultural settlement wastewater treatment plan form for the current version, including sections for regional overview, current status, and project details.

BOD、COD、SS、DO、T-N、T-Pの単位はppmとする

農業集落排水事業計画概要表

改正後			現行		
項目	記入要領	備考	項目	記入要領	備考
(略)	本事業では、整備する処理区が複数ある場合に作成する。		(略)	本事業では、整備する処理区が複数ある場合に作成する。	
施設計画の概要 処理施設	(略) (1)・(2) (略) (3) 高度処理（通常処理のBOD、SSを超える処理又はT-N、 <u>T-P</u> 等についての処理）が必要な地区についてはその有無を記入する。		施設計画の概要 処理施設	(略) (1)・(2) (略) (3) 高度処理（通常処理のBOD、SSを超える処理又はT-N、 <u>T</u> 等についての処理）が必要な地区についてはその有無を記入する。	
資源循環施設の概要	(1) (略) (2) <u>処理水循環利用施設</u> を整備する場合には、循環利用施設の概要を記入する。 (3) (略)		資源循環施設の概要	(1) (略) (2) <u>処理水循環利用施設</u> を整備する場合には、循環利用施設の概要を記入する。 (3) (略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
備考	各処理区のなかで特に重要な事項がある場合にその内容を記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合〔(a) / (b) × 100%〕を記入する。 さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。		備考	各処理区のなかで特に重要な事項がある場合にその内容を記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合 <u>また、全体事業費に対する単独分事業費の割合</u> 〔(a) / (b) × 100%〕を記入する。 さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。	
様式第2号の2の1 (略)			様式第2号の2の1 (略)		

改正後

様式第2号の2の2

令和 年度新規 農業集落排水事業【機能強化対策】概要表

①既存農業集落排水施設の概要										②機能強化対策事業の概要													
地区名					所在地					地区名					所在地								
地理区名					該当集落名					地理区名					該当集落名								
着手年度					完了年度					現計画					改築計画								
地理形式					評定認定年月日					評定認定年月日					年 月 日								
地理施設の概要	敷地面積 (m ²)		地理計画量			処理水の放流先			高度処理の有無			同意状況 (月 日現在)		別紙4-2取扱い2 第5の1の(1)			別紙4-2取扱い2 第5の1の(2)						
	計画人口	計画戸数	その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無						
	計画日平均汚水量 (m ³ /日)		地理計画量			計画放流水質			敷地面積 (m ²)		地理計画量			同意状況 (月 日現在)		別紙4-2取扱い2 第5の1の(1)			別紙4-2取扱い2 第5の1の(2)				
BOD		SS		T-N		T-P		BOD		SS		T-N		T-P		BOD		SS		T-N		T-P	
事業費・実施内容					事業費 (百万円)					事業費 (百万円)					事業費 (百万円)								
工種					事業量					事業量					事業量								
管線施設					m					管線施設					m								
雨水排水施設					m					雨水排水施設					m								
ポンプ施設					基					ポンプ施設					基								
その他										その他													
その他										その他													
分損金・使用料					年 月 日					年 月 日					年 月 日								
分損金					使用料					分損金					使用料								
備考										備考													

* BOD、COD、SS、DO、T-N、T-Pの単位はppmとする

様式第3号～様式第17号 (略)

別紙5 (農業用水保全の森づくり事業に係る運用)

第1～第3 (略)

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和9年度までとする。

第5～第8 (略)

別記様式第1号～別記様式第4号 (略)

現 行

様式第2号の2の2

令和 年度新規 農業集落排水事業【機能強化対策】概要表

①既存農業集落排水施設の概要										②機能強化対策事業の概要													
地区名					所在地					地区名					所在地								
地理区名					該当集落名					地理区名					該当集落名								
着手年度					完了年度					現計画					改築計画								
地理形式					評定認定年月日					評定認定年月日					年 月 日								
地理施設の概要	敷地面積 (m ²)		地理計画量			処理水の放流先			高度処理の有無			同意状況 (月 日現在)		別紙4-2取扱い2 第5の1の(1)			別紙4-2取扱い2 第5の1の(2)						
	計画人口	計画戸数	その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無						
	計画日平均汚水量 (m ³ /日)		地理計画量			計画放流水質			敷地面積 (m ²)		地理計画量			同意状況 (月 日現在)		別紙4-2取扱い2 第5の1の(1)			別紙4-2取扱い2 第5の1の(2)				
BOD		SS		T-N		T-P		BOD		SS		T-N		T-P		BOD		SS		T-N		T-P	
事業費・実施内容					事業費 (百万円)					事業費 (百万円)					事業費 (百万円)								
工種					事業量					事業量					事業量								
管線施設					m					管線施設					m								
雨水排水施設					m					雨水排水施設					m								
ポンプ施設					基					ポンプ施設					基								
その他										その他													
その他										その他													
分損金・使用料					年 月 日					年 月 日					年 月 日								
分損金					使用料					分損金					使用料								
備考										備考													

* BOD、COD、SS、DO、T-N、T-Pの単位はppmとする

様式第3号～様式第17号 (略)

別紙5 (農業用水保全の森づくり事業に係る運用)

第1～第3 (略)

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度までとする。

第5～第8 (略)

別記様式第1号～別記様式第4号 (略)

改 正 後	現 行
<p>別紙6（森林整備事業に係る運用）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 事業区分、事業内容等 本事業の区分毎の事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 共生環境整備事業 森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として次の事業を行う。</p> <p>(1) 事業内容 ア～オ （略） カ 森林管理道整備 (ア) （略） (イ) 改良 既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。 なお、林道改良の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>a （略） b 局部改良 開設後5年以上を経過した林道及び作業道について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改築する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改築する工事ただし、作業道の改良については、改良後に林道（幹線林道（告示第14項第3号）に定める基準に該当するものをいう。（4）のイの（イ）の d 前段において同じ。）を除く。）として管理するものを対象とする。</p> <p>c～o （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>(4) 事業規模等 ア （略） イ 森林管理道整備 (ア) （略） (イ) 改良 次に掲げるすべての要件（ただし、(1)のカの（イ）の b の作業道改良、c 及</p>	<p>別紙6（森林整備事業に係る運用）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 事業区分、事業内容等 本事業の区分毎の事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 共生環境整備事業 森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として次の事業を行う。</p> <p>(1) 事業内容 ア～オ （略） カ 森林管理道整備 (ア) （略） (イ) 改良 既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。 なお、林道改良の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>a （略） b 局部改良 開設後5年以上を経過した林道及び作業道について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改築する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改築する工事ただし、作業道の改良については、改良後に林道（幹線林道（告示第14項第2号）に定める基準に該当するものをいう。（4）のイの（イ）の d 前段において同じ。）を除く。）として管理するものを対象とする。</p> <p>c～o （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>(4) 事業規模等 ア （略） イ 森林管理道整備 (ア) （略） (イ) 改良 次に掲げるすべての要件（ただし、(1)のカの（イ）の b の作業道改良、c 及び</p>

改 正 後	現 行
<p>び d にあっては c に限る。また、(1)のカの(イ)の c にあっては 1 の(4)のオを、(1)のカの(イ)の d にあっては 1 の(4)のカを準用するものとする。)に該当するものであること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積及び告示付録第 4 (<u>第 14 項第 3 号</u> 関係)に定める算式により算出した数値(以下この別紙において「改良効果指数」という。)が(a)の基準を満たすこと。ただし、(1)のカの(イ)の o においては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道 (<u>告示第 13 項第 3 号</u>に定める基準に該当するもの)とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。</p> <p>(a) 利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、幹線林道にあっては <u>告示第 14 項第 3 号</u>に定める基準、その他にあっては 50 ヘクタールと 0.9 とする。</p> <p>(b) (略)</p> <p>e (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 林道点検診断・保全整備事業 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修、更新、集約化等を実施する。</p> <p>(1) 事業内容 ア (略) イ 保全整備 5 の(1)の ア に規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計、施設の補修、更新等を実施 (<u>環境保全要領第 1 の 3 の(1)のキ及び 4 の(1)のカの老朽化対策の対象となるものを除く。ただし、令和 4 年度までに測量・設計、施設の補修、更新等を実施したものはこの限りではない</u>)。</p> <p>ウ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第 5～第 10 (略)</p>	<p>d にあっては c に限る。また、(1)のカの(イ)の c にあっては 1 の(4)のオを、(1)のカの(イ)の d にあっては 1 の(4)のカを準用するものとする。)に該当するものであること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積及び告示付録第 4 (<u>第 14 項第 2 号</u> 関係)に定める算式により算出した数値(以下この別紙において「改良効果指数」という。)が(a)の基準を満たすこと。ただし、(1)のカの(イ)の o においては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道 (<u>告示第 13 項第 2 号</u>に定める基準に該当するもの)とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。</p> <p>(a) 利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、幹線林道にあっては <u>告示第 14 項第 2 号</u>に定める基準、その他にあっては 50 ヘクタールと 0.9 とする。</p> <p>(b) (略)</p> <p>e (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 林道点検診断・保全整備事業 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修、更新、集約化等を実施する。</p> <p>(1) 事業内容 ア (略) イ 保全整備 5 の(1)の ア に規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計、施設の補修、更新等を実施。</p> <p>ウ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第 5～第 10 (略)</p>

改 正 後			現 行		
別記様式第1号～別記様式第6号 (略)			別記様式第1号～別記様式第6号 (略)		
別紙7 (治山事業に係る運用)			別紙7 (治山事業に係る運用)		
第1 (略)			第1 (略)		
第2 事業内容			第2 事業内容		
<p>森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 事業メニュー及び実施要件</p> <p>交付要綱別表の事業メニュー欄の本事業の事業内容及び実施要件は、次表の内容欄に記載されているとおりとする。</p>			<p>森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 事業メニュー及び実施要件</p> <p>交付要綱別表の事業メニュー欄の本事業の事業内容及び実施要件は、次表の内容欄に記載されているとおりとする。</p>		
区分	事業名	内容及び実施要件	区分	事業名	内容及び実施要件
1	(1) 予防治山	<p>地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防 (治山施設の新設と併せて実施する、既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策、治山施設の設置等と併せ、流木の発生原因となる溪流に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするもの (以下この別紙において「流木防止総合対策」という。))、里山等の人家周辺にあって、治山施設の設置と併せて実施するこれら施設と一体的な水土保全効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備 (以下この別紙において「里山等保安林機能強化対策」という。))並びに火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林の造成等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置 (以下この別紙において「火山噴火緊急減災対策」という。))並びに激甚な災害が発生した地区 (山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。))において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置 (以下この別紙において「激甚災害緊急減災対策」という。))を含む。))、南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念されると認められる地域において行う避難経</p>	1	(1) 予防治山	<p>地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防 (治山施設の新設と併せて実施する、既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策、治山施設の設置等と併せ、流木の発生原因となる溪流に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするもの (以下この別紙において「流木防止総合対策」という。))、里山等の人家周辺にあって、治山施設の設置と併せて実施するこれら施設と一体的な水土保全効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備 (以下この別紙において「里山等保安林機能強化対策」という。))並びに火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林の造成等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置 (以下この別紙において「火山噴火緊急減災対策」という。))並びに激甚な災害が発生した地区 (山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。))において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置 (以下この別紙において「激甚災害緊急減災対策」という。))を含む。))、南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念されると認められる地域において行う避難経</p>

	改 正 後		現 行
	<p>路としての機能を持つ歩道等施設の整備（以下この別紙において「津波避難機能施設の整備」という。）並びに山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の判定及び見直し（見直しを実施しようとする年度から起算して1年以内に、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、大雨警報のいずれかの対象とされ、又は震度5弱以上の地震を観測した地域においては、山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の範囲外であっても見直しの対象として含む。）に必要な調査（以下この別紙において「山地災害危険地区等の調査」という。）</p> <p>次の1から3までのいずれかに該当するものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、5及び6の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、7の条件を満たすもの、<u>激甚災害緊急減災対策</u>については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、8の条件を満たすものとする。）。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの（集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に判定されており（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価である又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定するもの並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの並びに山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地又は2以上の山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地において実施するものを除く。）かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>4～8 （略）</p> <p>（工事規模） 次のア又はイのいずれかに該当するもの（括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費）</p>		<p>路としての機能を持つ歩道等施設の整備（以下この別紙において「津波避難機能施設の整備」という。）並びに山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の指定及び見直し（見直しを実施しようとする年度から起算して1年以内に、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、大雨警報のいずれかの対象とされ、又は震度5弱以上の地震を観測した地域においては、山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の範囲外であっても見直しの対象として含む。）に必要な調査（以下この別紙において「山地災害危険地区等の調査」という。）</p> <p>次の1から3までのいずれかに該当ものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、5及び6の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、7の条件を満たすもの、<u>激甚災害緊急減災対策</u>については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、8の条件を満たすものとする。）。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの（集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に指定されており（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価である又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定するもの並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるもの並びに山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地又は2以上の山地災害危険地区（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地において実施するものを除く。）かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4～8 （略）</p> <p>（工事規模） 1 施行箇所の事業費（括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費）</p>

改 正 後		現 行	
	<p>費)</p> <p><u>1 施行箇所の事業費</u></p> <p><u>ア</u> 年度計画 山腹 800万円以上 (1,000万円以上) 溪流 1,500万円以上 (1,700万円以上) 法枠等既存施設が施工された区域において、津波避難機能施設の整備に限って実施する場合 200万円以上 山地災害危険地区等の調査 200万円以上</p> <p><u>イ</u> 全体計画 山腹 2,500万円以上 (3,000万円以上) 溪流 4,500万円以上 (5,000万円以上)</p>		<p>(新設)</p> <p>年度計画 山腹 800万円以上 (1,000万円以上) 溪流 1,500万円以上 (1,700万円以上) 法枠等既存施設が施工された区域において、津波避難機能施設の整備に限って実施する場合 200万円以上 山地災害危険地区等の調査 200万円以上</p> <p>(新設)</p>
(2) 緊急防災減災対策総合治山	<p><u>荒廃危険地等が集中している地域や火山地域において実施する総合的な治山対策(治山施設の新設と併せて実施する機能強化・老朽化対策に係るものを含む。)、津波避難機能施設の整備、地震又は火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において実施する緊急的な減災対策</u></p> <p><u>(通常対策タイプ)</u></p> <p><u>大雨、地震、火山活動等に起因する山地災害を防止し、地域の生活環境基盤の整備に資するため、山腹崩壊対策、土石流・流木対策など総合的な対策(予防治山の4及び7の内容、津波避難機能施設の整備を含む。)を実施するものであって、次の1及び2の条件を満たすものとする。</u></p> <p><u>1 山地災害危険地区又はなだれ危険箇所が存する一定地域若しくは火山地域であって、人家25戸以上(離島及び奄美群島にあつては、人家10戸以上とし、人家戸数の計算に当たっては、当該地域に存する道路等の被害により孤立等が発生した場合に想定される間接被害戸数も含む。)の集落、主要公共施設、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの。</u></p> <p><u>2 全体計画の工事規模が7,000万円以上(離島及び奄美群島にあつては3,500万円以上。)のもの。</u></p> <p>(削る。)</p>	(2) 地域防災対策総合治山	<p><u>荒廃山地、荒廃危険山地等が存する一定地域や火山地域における山地災害の未然防止や、荒廃地等の復旧整備のため緊急に行う総合的な山地災害危険地対策(治山施設の新設と併せて実施する老朽化対策、流木防止総合対策及び火山噴火緊急減災対策に係るものを含む。)</u></p> <p><u>(地域防災対策総合治山)</u></p> <p><u>次の1の条件を満たすものとする。ただし、流木防止総合対策については、次の1及び2の条件を全て満たすものとする。</u></p> <p><u>1 山地災害危険地区等(なだれ危険箇所を含む。以下この別紙において同じ。)が存する一定地域であつて、人家等50戸以上の集落(人家等が25戸以上50戸未満であつて当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等50戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。)に直接被害を与えるおそれのある箇所であり、山地災害の未然防止を図るなど生活環境基盤の整備に資するため、山腹崩壊対策、土石流対策等総合的な山地災害危険地区対策を緊急に実施する必要があるもののうち、全体計画の工事規模が2億円以上のもので、(山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。)ただし、津波避難機能施設の整備については、予防治山に準ずる。</u></p> <p><u>2 次の(1)から(6)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木対策に係る協議会等を設置し必要な措置を実施するもの</u></p> <p><u>(1) 流木に起因する災害の発生リスクを評価するために必要な調査及び流木防止総合対策計画(治山施設の位置、荒廃森林の整備及び危険木の除去等を実施する箇所及び年度を明示したもの)の策定</u></p>

	改 正 後		現 行
	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(緊急減災対策タイプ)</p> <p><u>通常対策タイプの1に該当する地域であり、次の1又は2の条件を満たし、山地災害発生リスクが高まった地域において、次期降雨等によって発生するおそれのある土石流、火山泥流、流木災害等からの被害を防止・軽減するため、緊急的に実施する既存治山施設及び溪流内に異常堆積している土砂・流木等の除去、溪流危険木の伐採・除去等やこれらと併せて監視・観測機器、土石流センサーの設置、応急対策資材の配備・備蓄等を実施するものであって、かつ、3の条件を満たすもの。</u></p> <p>1 <u>震度5弱以上の地震の観測</u></p> <p>2 <u>噴火警戒レベル2以上</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>		<p>(2) <u>治山施設の設置</u></p> <p>(3) <u>荒廃森林の整備</u></p> <p>(4) <u>流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備</u></p> <p>(5) <u>上記(2)又は(3)の施行に併せて実施する溪流沿い（上流側、下流側ともに、(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域）に堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(2)又は(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。）</u></p> <p>(6) <u>(3)の施行の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。）</u></p> <p>(火山地域防災機能強化総合治山)</p> <p><u>次の1の条件を満たすものとする（ただし、火山噴火緊急減災対策については、次の1及び2の条件を満たすものとする。）。</u></p> <p>1 <u>火山活動が活発化している地域又はその兆候が顕著な地域において、山地が荒廃し又は火山噴出物の堆積が著しく、次期の火山活動又は融雪・降雨等に起因して泥流、土石流等となって集落、公共施設等へ被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあり、民生の安定上放置しがたいもので、全体計画の工事規模が3億5千万円以上のものである。（山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）ただし、津波避難機能施設の整備については、予防治山に準ずる。</u></p> <p>2 <u>次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの</u></p> <p>(1) <u>降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定</u></p> <p>(2) <u>治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置</u></p>

改 正 後		現 行	
	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>3 年度計画の工事規模が500万円以上のもの</u></p>		<p><u>(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置</u></p> <p><u>(4) 治山施設の設置</u></p> <p><u>(5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。</u></p> <p>(新設)</p>
(3)機能強化・老朽化対策	<p>(略)</p> <p>次の1から3までの全ての条件を満たすものとする(ただし、流木防止総合対策については、次の1から4までの条件を全て満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1、2、3、5及び6の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1、2、3及び7の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1、2、3及び8の条件を満たすもの、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、2及び9の条件を満たすものとする。)</p> <p>1 山地災害危険地区等に<u>判定</u>されており(ただし、<u>次の(1)及び(2)を除く。</u>)、人家等10戸以上の集落等(人家等が5戸以上10戸未満であって、当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。)に直接被害を与えるおそれのあるもの。</p> <p><u>(1) 山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度「a2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路(道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。)に被害を及ぼすおそれのあるもの。</u></p> <p><u>(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下この別紙において「激甚災害法」という。)に基づき指定された激甚災害に対して行う災害関連緊急治山事業又は災害関連緊急地すべり防止事業若しくは治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域であるもの。</u></p> <p>2～9 (略)</p>	(3)機能強化・老朽化対策	<p>(略)</p> <p>次の1から3までの全ての条件を満たすものとする(ただし、流木防止総合対策については、次の1から4までの条件を全て満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1、2、3、5及び6の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1、2、3及び7の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1、2、3及び8の条件を満たすもの、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、2及び9の条件を満たすものとする。)</p> <p>1 山地災害危険地区等に<u>指定</u>されており(ただし、<u>山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度「a2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路(道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。)に被害を及ぼすおそれのあるものを除く。</u>)、人家等10戸以上の集落等(人家等が5戸以上10戸未満であって、当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。)に直接被害を与えるおそれのあるもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～9 (略)</p>

改 正 後		現 行	
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)
(5) 林地荒廃防止	<p>激甚災害法に<u>基づき指定された</u>激甚災害により被災した<u>地域、</u>特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号。以下この別紙において「特土法」という。）に規定する特殊土壌地帯<u>又は地震若しくは火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域</u>において、風倒木、流木等に起因する山地災害を未然に防止するために行う山地災害危険地対策（治山施設の新設と併せて実施する老朽化対策、流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。）</p> <p>激甚災害法に<u>基づき指定された</u>激甚災害により被災した<u>地域、</u>特土法に規定する特殊土壌地帯<u>又は震度5弱以上の地震を観測した地域若しくは噴火警戒レベルが2以上の地域</u>において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山地等であって、民生安定上放置しがたいもので、次の1から4までのいずれかに該当するもの（ただし、流木防止総合対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ5の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、6及び7の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、8の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、9の条件を満たすものとする。）。（集落の保護に係るものについては、山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）ただし、津波避難機能施設の整備については、予防治山に準ずる。</p> <p>1～9 (略)</p>	(5) 林地荒廃防止	<p><u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下この別紙において「激甚災害法」という。）に規定する</u>激甚災害により被災した<u>地域又は</u>特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）（以下この別紙において「特土法」という。）に規定する特殊土壌地帯において、風倒木、流木等に起因する山地災害を未然に防止するために行う山地災害危険地対策（治山施設の新設と併せて実施する老朽化対策、流木防止総合対策、<u>及び</u>里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。）</p> <p>激甚災害法に<u>規定する</u>激甚災害により被災した<u>地域又は</u>特土法<u>帯</u>に規定する特殊土壌地帯において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山地等であって、民生安定上放置しがたいもので、次の1から4までのいずれかに該当するもの（ただし、流木防止総合対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ5の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、6及び7の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、8の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1から4までのいずれかに該当し、かつ、9の条件を満たすものとする。）。（集落の保護に係るものについては、山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）ただし、津波避難機能施設の整備については、予防治山に準ずる。</p> <p>1～9 (略)</p>
(削る。)	(削る。)	(6) 山地防災力強化総合対策	<p><u>山地災害危険地区等が複数存在する地域（集落）において、都道府県が市町村や地域住民と協働で減災計画を策定する、総合的な治山対策（火山噴火緊急減災対策に係るものを含む。）</u></p> <p><u>山地災害危険地区等において、荒廃山地の復旧整備及び荒廃危険山地の崩壊等の予防を行うもので次の1から3までのいずれか及び4から6までの全ての条件を満たすもの（ただし、流木防止総合対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4から7の全ての条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4から6まで及び8の全ての条件を満たすもの）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護</u> <u>2 主要公共施設の保護</u> <u>3 市町村地域防災計画等で指定される避難場所、避難経路（予定</u>

改 正 後			現 行		
					<p>地を含む。)の保護</p> <p>4 <u>3地区以上の山地災害危険地区等が存する一定地域で実施するもの</u></p> <p>5 <u>都道府県が市町村や地域住民等と協働で策定する「山地災害減災計画」に基づき、住民参加型の総合的な警戒避難体制の整備に資するソフト対策を実施するもの</u></p> <p>6 <u>4で定める区域における全体計画の事業規模が7,000万円以上のもの(ただし、荒廃危険山地の崩壊等の予防のみを実施する場合は、年度計画の事業規模が予防治山の工事規模を満たすもの)</u></p> <p>7 <u>次の(1)から(6)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木対策に係る協議会等を設置し必要な措置を実施するもの</u></p> <p>(1) <u>流木に起因する災害の発生リスクを評価するために必要な調査及び流木防止総合対策計画(治山施設の位置、荒廃森林の整備及び危険木の除去等を実施する箇所及び年度を明示したもの)の策定</u></p> <p>(2) <u>治山施設の設置</u></p> <p>(3) <u>荒廃森林の整備</u></p> <p>(4) <u>流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備</u></p> <p>(5) <u>上記(2)又は(3)の施行に併せて実施する溪流沿い(上流側、下流側ともに、(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域)に堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等(ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(2)又は(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。)</u></p> <p>(6) <u>(3)の施行の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化のための措置等(ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。)</u></p> <p>8 <u>次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの</u></p> <p>(1) <u>降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画(治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの)の策定</u></p> <p>(2) <u>治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置</u></p> <p>(3) <u>治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監</u></p>

改 正 後		現 行	
			<u>視カメラ等の設置</u> <u>(4) 治山施設の設置</u> <u>(5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等</u> <u>ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。</u>
<u>(6)</u> (略)	(略)	<u>(7)</u> (略)	(略)
<u>(7)</u> 保安林管理道整備	治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持管理に資するために行う保安林管理道の開設・改良 1 対象地域は、次の(1)から(4)まで の いずれかに該当するものとする。 (1) <u>緊急防災減災対策総合治山</u> の事業対象区域（事業対象地域の周辺の荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効果的に行う必要のある地域を含む。） (2) 荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効率的に行う必要のある <u>山地治山総合対策事業</u> の重点実施地域で次の条件の全てを満たすもの ア～ウ (略) (3)・(4) (略) 2 (略)	<u>(8)</u> 保安林管理道整備	治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持管理に資するために行う保安林管理道の開設・改良 1 対象地域は、次の(1)から(4)のいずれかに該当するものとする。 (1) <u>地域防災対策総合治山</u> の事業対象区域（事業対象地域の周辺の荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効果的に行う必要のある地域を含む。） (2) 荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効率的に行う必要のある <u>山地治山事業</u> の重点実施地域で次の条件の全てを満たすもの ア～ウ (略) (3)・(4) (略) 2 (略)
6～8 (略)		6～8 (略)	
第3～第8 (略)		第3～第8 (略)	
別記様式 様式1 (略)		別記様式 様式1 (略)	

改正後	現行
<p>様式2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">県（都道府）知事 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度治山事業年度計画書の提出について</p> <p>〇〇年度治山事業計画書を下記のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～8 （略） 1～5 （略） 6 〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表 （1）－ア 計画表（保安林管理道整備事業、森林土木効率化等技術開発事業、 林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業を除く。） （略）</p> <p>記載要領</p> <p>1～7 （略） 8 <u>緊急防災減災対策総合治山事業のうち緊急減災対策タイプ</u>については、その 他の欄に<u>震度5弱以上の地震を観測した地域等の名称及び年月日又は火山活動 が活発化している地域等の名称及び噴火警戒レベルが2以上の期間</u>について記 入する。 9・10 （略）</p> <p>6－（1）－イ （略）</p> <p>6－（1）－ウ 林地荒廃防止事業計画表 （略）</p> <p>記載要領</p> <p>1・2 （略） 3 <u>「震度5弱以上の地震を観測した地域」に該当する場合は当該地域等の名称 及び発生年月日を、「噴火警戒レベルが2以上の地域」に該当する場合は火山 活動が活発化している地域等の名称及び噴火警戒レベルが2以上の期間をその 他の欄に記載すること。</u> 4・5 （略）</p>	<p>様式2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">県（都道府）知事 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度治山事業年度計画書の提出について</p> <p>〇〇年度治山事業計画書を下記のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～8 （略） 1～5 （略） 6 〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表 （1）－ア 計画表（保安林管理道整備事業、森林土木効率化等技術開発事業、 林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業を除く。） （略）</p> <p>記載要領</p> <p>1～7 （略） 8 <u>地域防災総合治山事業のうち火山地域防災機能強化総合治山事業</u>については、 その他の欄に火山活動が活発化している地域等の名称及び<u>その活動状況・経緯</u> について記入する。 9・10 （略）</p> <p>6－（1）－イ （略）</p> <p>6－（1）－ウ 林地荒廃防止事業計画表 （略）</p> <p>記載要領</p> <p>1・2 （略） （新設） 3・4 （略）</p>

改正後

6—(1)—エ・6—(1)—オ (略)

(削る。)

(2) 計画図

計画図は計画平面図、縦横断図、構造図とし、次により作成する。

ただし、緊急防災減災対策総合治山、機能強化・老朽化対策及び森林土木効率化等技術開発にあっては、位置図(縮尺2万5千分の1から20万分の1の地形図)、概況図(縮尺5千分の1から2万5千分の1)、計画平面図(縮尺2千5百分の1から2万5千分の1)、縦断面図、横断面図(20m間隔及びそ

現行

6—(1)—エ・6—(1)—オ (略)

〇〇県 〇〇事務所

計画番号	流域名	施行予定年度	H (年)	危険地区数	地区	関係自治体数	自治体
事業名	山地災害総合減災対策総合治山事業 (〇〇治山タイプ)	地区名	〇〇県 〇〇市 △△町 ◇◇字 ××地内				

■対策

●ハード対策 (山地災害危険地区対策)

危険地区	現状	復旧計画
崩壊土砂流出ランク		
山腹崩壊 ランク		

対象危険地区番号は
全て記載

●ソフト対策 (山地災害危険地区の周知等)

■計画区域

■タイムスケジュール

区分	1年目				2年目				3年目				4年目				5年目							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

凡例

- 記載要領
- 危険地区数は、当該計画区域内の山地災害危険地区数を記載する。
 - ハード対策における危険地区欄は、「崩壊土砂流出」等該当危険地区名とランクを記載する。
 - ハード対策における現状欄は、計画箇所現状を簡潔に記載する。
 - ハード対策における復旧計画欄は、当該計画箇所の谷止等の計画を簡潔な必要理由とともに記載する。
 - ソフト対策は、計画している内容を記載する。
 - 計画区域欄は、当該区域の事業計画図を基に山地災害危険地区、避難場所及び避難経路を記載する。また、縮尺は任意とし、必要に応じて詳細な図面を添付する。
 - タイムスケジュールは、減災計画によるハード対策・ソフト対策を時系列に沿って記載する。
 - 凡例は、計画区域欄の各種計画の凡例を記載する。

(2) 計画図

計画図は計画平面図、縦横断図、構造図とし、次により作成する。

ただし、地域防災対策総合治山、治山施設機能強化及び森林土木効率化等技術開発にあっては、位置図(縮尺2万5千分の1から20万分の1の地形図)、概況図(縮尺5千分の1から2万5千分の1)、計画平面図(縮尺2千5百分の1から2万5千分の1)、縦断面図、横断面図(20m間隔及びその他必要な

改正後	現行
<p>の他必要な点)、構造図とする。 ア～エ (略) オ <u>緊急防災減災対策総合治山事業</u>の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。 (ア)～(カ) (略) (キ) 山地災害予知施設 <u>又は火山活動等観測施設</u>の配置……それぞれの設置観測施設等について、頭文字を○で囲んで表示する。 (ク)～(シ) (略) (削る。)</p> <p><u>カ・キ</u> (略)</p> <p>(3) 状況写真 状況写真は、計画対象地の全景、荒廃状況、被害状況、保全対象、計画位置、既設工作物との関連状況等が判断できる写真とし、写真には主要工作物状況及び周辺の環境状況等が判別できるよう留意する。<u>緊急防災減災対策総合治山事業</u>にあつては航空写真を添付する。</p> <p>7－(1)・7－(2) (略)</p> <p>8 ○○年度治山事業計画位置図 (1) (略) (2) 計画位置を次の事業別記号及び色別により記入し「様式2－5○○年度○○事業計画明細表」と同一番号を付する。</p>	<p>点)、構造図とする。 ア～エ (略) オ <u>地域防災対策総合治山事業</u>の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。 (ア)～(カ) (略) (キ) 山地災害予知施設の配置……それぞれの設置観測施設等について、頭文字を○で囲んで表示する。 (ク)～(シ) (略) <u>カ 火山地域防災機能強化総合治山事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。</u> <u>(ア) 対象区域……桃色線で周囲を囲む。</u> <u>(イ) 山地災害危険地区等区域……茶色点線で周囲を囲み危険地調査番号を付す。</u> <u>(ウ) 整備対象区域……赤色線で囲む。</u> <u>(エ) 直接保全対象区域……黄色線で囲む。</u> <u>(オ) 治山施設の配置……設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。</u> <u>(カ) 防災拠点林整備区域……淡紫色で塗る。</u> <u>(キ) 火山活動等観測施設の配置……それぞれの設置観測施設等について、頭文字を○で囲んで表示する。</u> <u>(ク) 保安林管理道……開設は赤色実線、改良は赤色破線で記入。</u> <u>(ケ) 他所管事業……区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。</u></p> <p><u>キ・ク</u> (略)</p> <p>(3) 状況写真 状況写真は、計画対象地の全景、荒廃状況、被害状況、保全対象、計画位置、既設工作物との関連状況等が判断できる写真とし、写真には主要工作物状況及び周辺の環境状況等が判別できるよう留意する。<u>地域防災対策総合治山事業、火山地域防災機能強化総合治山事業</u>にあつては航空写真を添付する。</p> <p>7－(1)・7－(2) (略)</p> <p>8 ○○年度治山事業計画位置図 (1) (略) (2) 計画位置を次の事業別記号及び色別により記入し「様式2－5○○年度○○事業計画明細表」と同一番号を付する。</p>

改 正 後	現 行
<p>予防治山 黄 予 <u>緊急防災減災対策総合治山</u> 黄 防災 (削る。) (削る。) (削る。) 機能強化・老朽化対策 赤 機 森林土木効率化等技術開発 黄 森開 林地荒廃防止 黄 荒 (削る。) (削る。) (削る。) 生活環境保全林整備 紫 生 自然環境保全治山 紫 自 環境防災林整備 紫 環 保安林管理道整備 緑 管 なお、離島振興法（昭和28年法律第72号）適用の計画には㉑を付する。 (3)～(5) (略)</p>	<p>予防治山 黄 予 <u>地域防災対策総合治山</u> 黄 防災 <u>火山地域防災機能強化総合治山</u> 黄 火 機能強化・老朽化対策 赤 機 森林土木効率化等技術開発 黄 森開 林地荒廃防止 黄 荒 <u>山地災害総合減災対策治山</u> 黄 減 生活環境保全林整備 紫 生 自然環境保全治山 紫 自 環境防災林整備 紫 環 保安林管理道整備 緑 管 なお、離島振興法（昭和28年法律第72号）適用の計画には㉑を付する。 (3)～(5) (略)</p>
<p>様式3・様式4 (略)</p>	<p>様式3・様式4 (略)</p>
<p>様式5-1 (略) 記載要領 1.～3. (略) 4. 改廃、補修等のほか記載事項に異動がある場合は、その都度整理する。(様式5-2及び5-3においても同様とする。) 5. (略) 6. 施工地の概要等欄、施行面積等欄は、様式2-6の表中の施行面積等を記入する。 7.～9. (略)</p>	<p>様式5-1 (略) 記載要領 1.～3. (略) 4. 改廃、補修等のほか記載事項に異動がある場合は、その都度整理する。(様式4-2及び4-3においても同様とする。) 5. (略) 6. 施工地の概要等欄、施行面積等欄は、様式2-5-(1)-(ア)～(カ)の表中の施行面積等を記入する。 7.～9. (略)</p>
<p>様式5-2 (略)</p>	<p>様式5-2 (略)</p>
<p>様式5-3 (略) 記載要領 1. 治山台帳・総括表は、小流域ごとに作成し、治山台帳・箇所別表により毎年度当該年度の施行分を記入の上、流域ごとに絞り込むものとする。 なお、地区を設定して実施する事業に係るもので、本総括表の小流域よりも当該地区の範囲が広汎な場合は、小流域欄(様式5-1記載要領3参照。)欄(右上)に地区名及び枝番号を付記する。例、(小流域)〇〇川、(地区名)水源地域〇〇地区3-1 2.・3. (略)</p>	<p>様式5-3 (略) 記載要領 1. 治山台帳・総括表は、小流域ごとに作成し、治山台帳・箇所別表により毎年度当該年度の施行分を記入の上、流域ごとに絞り込むものとする。 なお、地区を設定して実施する事業に係るもので、本総括表の小流域よりも当該地区の範囲が広汎な場合は、小流域欄(様式4-1記載要領3参照。)欄(右上)に地区名及び枝番号を付記する。例、(小流域)〇〇川、(地区名)水源地域〇〇地区3-1 2.・3. (略)</p>

改正後	現行
<p>様式6 (略)</p> <p>別紙8 (水産物供給基盤整備事業に係る運用)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 事業の区分と内容</p> <p>事業の区分及び内容は、次のとおりとする。なお、漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)第1条の2に規定する要件に該当するものを除く。</p> <p>(1) 地域水産物供給基盤整備事業</p> <p>漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第4条に定める漁港漁場整備事業のうち、地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第1種漁港又は第2種漁港(ただし、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について(平成13年3月30日12水港第4541号)第2の2に基づいて都道府県知事が作成する圏域総合水産基盤整備事業計画において位置付けられる流通拠点漁港及び生産拠点漁港を除く。以下同じ。)の整備を行う事業並びに漁業法(昭和24年法律第267号)第6条に規定する共同漁業権(以下この別紙においては「共同漁業権」という。)の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設(水産動植物の増殖又は養殖を推進するために設置又は造成する魚礁及び増養殖場をいう。以下同じ。)の整備を行う事業とする。漁港の整備を行う事業は、漁港の基本施設等(漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。))の整備を行う事業に限るものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>別記参考様式別紙8第1号～別記参考様式別紙8第4号 (略)</p> <p>別紙9 (漁場保全の森づくり事業に係る運用)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p>	<p>様式6 (略)</p> <p>別紙8 (水産物供給基盤整備事業に係る運用)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 事業の区分と内容</p> <p>事業の区分及び内容は、次のとおりとする。なお、漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)第1条の2に規定する要件に該当するものを除く。</p> <p>(1) 地域水産物供給基盤整備事業</p> <p>漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第4条に定める漁港漁場整備事業のうち、地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第1種漁港又は第2種漁港の整備を行う事業並びに漁業法(昭和24年法律第267号)第6条に規定する共同漁業権(以下この別紙においては「共同漁業権」という。)の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設(水産動植物の増殖又は養殖を推進するために設置又は造成する魚礁及び増養殖場をいう。以下同じ。)の整備を行う事業とする。漁港の整備を行う事業は、漁港の基本施設等(漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。))の整備を行う事業に限るものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>別記参考様式別紙8第1号～別記参考様式別紙8第4号 (略)</p> <p>別紙9 (漁場保全の森づくり事業に係る運用)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p>

改正後	現行
<p>沿岸域の開発により減少した藻場や干潟の保全、土砂流出等により悪化した漁場環境の改善のためには、漁場と密接に関係している森づくりを積極的に推進していくことが必要であることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの（以下この別紙において「森林の整備事業等」という。）について、都道府県に対し、国が助成を行うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林の整備事業等 第2に定める森林の整備事業等とは、以下に掲げる事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保安施設事業であって、別紙7 治山事業に係る運用（以下この別紙において「治山事業運用」という。）第2の5に規定する予防治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）並びに民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知）第2に規定する復旧治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）、流域保全総合治山事業、<u>保安林総合改良事業</u>及び防災林造成事業に準じて実施する事業</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 事業実施期間 本事業の実施期間は、<u>令和9年度</u>までとする。</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>別記様式第1号・別記様式第2号 (略)</p> <p>別紙10・別紙11 (略)</p> <p>別紙12-1（盛土による災害防止のための調査事業に係る運用）</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容 盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握<u>及び既存の危険な盛土の把握</u>のために必要な調査を行う事業に対して、国が助成を行うものとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 交付要件 盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握<u>及び既存の危険な盛土の把握</u>の</p>	<p>沿岸域の開発により減少した藻場や干潟の保全、土砂流出等により悪化した漁場環境の改善のためには、漁場と密接に関係している森づくりを積極的に推進していくことが必要であることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの（以下この別紙において「森林の整備事業等」という。）について、都道府県に対し、国が助成を行うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林の整備事業等 第2に定める森林の整備事業等とは、以下に掲げる事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保安施設事業であって、別紙7 治山事業に係る運用（以下この別紙において「治山事業運用」という。）第2の5に規定する予防治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）並びに民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知）第2に規定する復旧治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）、流域保全総合治山事業、<u>保安林改良事業</u>及び防災林造成事業に準じて実施する事業</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 事業実施期間 本事業の実施期間は、<u>令和4年度</u>までとする。</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>別記様式第1号・別記様式第2号 (略)</p> <p>別紙10・別紙11 (略)</p> <p>別紙12-1（盛土による災害防止のための調査事業に係る運用）</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容 盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握のために必要な調査を行う事業に対して、国が助成を行うものとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 交付要件 盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握のために必要な調査を行うもの</p>

改 正 後			現 行														
<p>ために必要な調査を行うものであって、関係機関及び関係部局間において十分調整が図られているものであること。</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第8 助成 (略)</p> <p>別紙12-1別表(第8関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>工種</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土による災害防止のための調査事業</td> <td>調査費</td> <td>盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等及び既存の危険な盛土の把握に関する調査に要する費用</td> </tr> </tbody> </table>			費目	工種	事業内容	盛土による災害防止のための調査事業	調査費	盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等及び既存の危険な盛土の把握に関する調査に要する費用	<p>であって、関係機関及び関係部局間において十分調整が図られているものであること。</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第8 助成 (略)</p> <p>別紙12-1別表(第8関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>工種</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土による災害防止のための調査事業</td> <td>調査費</td> <td>盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等に関する調査に要する費用</td> </tr> </tbody> </table>			費目	工種	事業内容	盛土による災害防止のための調査事業	調査費	盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等に関する調査に要する費用
費目	工種	事業内容															
盛土による災害防止のための調査事業	調査費	盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等及び既存の危険な盛土の把握に関する調査に要する費用															
費目	工種	事業内容															
盛土による災害防止のための調査事業	調査費	盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等に関する調査に要する費用															
<p>別紙12-1別記様式第1号～別紙12-1別記様式第3号 (略)</p> <p>別紙12-2(盛土緊急対策事業に係る運用)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p><u>以下のア及びイの盛土</u>の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、<u>次の1から3までに掲げる</u>公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等に対して、国が助成を行うものとする。</p> <p><u>ア 「盛土による災害防止のための総点検について(依頼)(令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知)」</u>(以下この別紙において「総点検」という。)により確認された危険が想定される盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等に対して、国が助成を行うものとする。</p> <p><u>イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土</u></p> <p>1 安全性把握調査</p> <p><u>上記ア若しくはイの盛土</u>についての安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うものとする。</p> <p>2 盛土撤去事業</p>			<p>別紙12-1別記様式第1号～別紙12-1別記様式第3号 (略)</p> <p>別紙12-2(盛土緊急対策事業に係る運用)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p><u>「盛土による災害防止のための総点検について(依頼)(令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知)」</u>(以下この別紙において「総点検」という。)により確認された危険が想定される盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等に対して、国が助成を行うものとする。</p> <p>1 安全性把握調査</p> <p><u>総点検により確認された危険が想定される盛土</u>の安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うものとする。</p> <p>2 盛土撤去事業</p>														

改 正 後	現 行
<p><u>上記ア若しくはイの盛土又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、土砂の撤去を行うものとする。</u></p> <p>3 盛土崩落対策事業</p> <p><u>上記ア若しくはイの盛土又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、崩落の防止を行うものと<u>する</u>（盛土撤去事業を<u>除く</u>。）。</u></p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 交付要件</p> <p>本事業の実施に当たっては、関係部局と十分調整の上、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>第2のアの盛土にあつては、</u>総点検により報告されている盛土一覧表に記載されているものであること</p> <p>3 <u>第2のイの盛土にあつては、次の要件に該当するものであること。</u></p> <p><u>(1) 第2の1の事業の対象とする場合にあつては、次のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p><u>① 応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があるもの。</u></p> <p><u>② 勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く。）。</u></p> <p><u>(2) 第2の2又は3の事業の対象とする場合にあつては、次のいずれの要件にも該当するものとする。</u></p> <p><u>① 行政代執行による対策工事等を要するなど、緊急性の高いものであること。</u></p> <p><u>② 行為者等に対して求償を行うものであること（行為者等が確知できない場合を除く。）。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 事業実施期間等については、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 第2のアの盛土にあつては、</u></p> <p><u>① 第2の1の事業の対象とする場合にあつては、令和6年度までに実施するものに限る。</u></p> <p><u>② 第2の2又は3の事業の対象とする場合にあつては、令和7年度までに対策工事に着手するものに限る。</u></p> <p><u>(2) 第2のイの盛土にあつては、</u></p> <p><u>① 第2の1の事業の対象とする場合にあつては、人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから3年以内に実施するものに限る。</u></p> <p><u>② 第2の2又は3の事業の対象とする場合にあつては、人家等に被害を及ぼ</u></p>	<p><u>総点検又は総点検を踏まえて実施した</u>安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、土砂の撤去を行うものとする。</p> <p>3 盛土崩落対策事業</p> <p><u>総点検又は総点検を踏まえて実施した</u>安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、崩落の防止を行うものと<u>する</u>。（盛土撤去事業を<u>除く</u>。）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 交付要件</p> <p>本事業の実施に当たっては、関係部局と十分調整の上、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 総点検により報告されている盛土一覧表に記載されているものであること。</p> <p>（新設）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 事業実施期間については、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 第2の1の事業については、令和6年度までに着手したものに限る。</u></p> <p><u>(2) 第2の2又は3の事業については、令和7年度までに対策工事に着手したものに限る。</u></p>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>すおそれのある盛土として把握してから4年以内に着手するものに限る。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 事業計画の変更 事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、別記様式第2号を第5に準じて報告するものとする。 1・2 (略)</p> <p>第7 事業の完了報告等 事業実施主体は、第2の1の事業が完了した場合は別記様式第3号を、第2の2又は3の事業が完了した場合は別記様式第5号を、第5に準じて、事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに報告するものとする。</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 費用徴収状況の報告 第2の2又は3の事業の実施に要した費用について、事業実施主体は別記様式第6号により、その年度の盛土造成行為者等からの費用徴収状況を第5に準じて翌年度の4月10日までに報告するものとする。</p> <p>別紙12-2別表1(第8の1関係) (略)</p> <p>別紙12-2別記様式第1号~別紙12-2別記様式第6号 (略)</p> <p>別紙13 (略)</p>	<p>第5 (略)</p> <p>第6 事業計画の変更 事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、別記様式第2号を第5の1に準じて報告するものとする。 1・2 (略)</p> <p>第7 事業の完了報告等 事業実施主体は、第2の1の事業が完了した場合は別記様式第3号を、第2の2又は3の事業が完了した場合は別記様式第5号を、第5の1に準じて、事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに報告するものとする。</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 費用徴収状況の報告 <u>1</u> 第2の2又は3の事業の実施に要した費用について、事業実施主体は別記様式第6号により、その年度の盛土造成行為者等からの費用徴収状況を第5の1に準じて翌年度の4月10日までに報告するものとする。</p> <p>別紙12-2別表1(第8の1関係) (略)</p> <p>別紙12-2別記様式第1号~別紙12-2別記様式第6号 (略)</p> <p>別紙13 (略)</p>